

令和5年6月8日（木曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課参事兼 総務管理班長	相澤光治君

教 育 長	内 海 俊 行 君
教 育 次 長	千 葉 忠 弘 君
教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 6 月 8 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6 月 8 日から 6 月 12 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 請願第 1 号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について
(継続審査)

〃 第 5 報告第 1 号 令和 4 年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 2 号 令和 4 年度松島町水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書に
ついて

〃 第 7 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町町税条例の一部改正について)

〃 第 8 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町都市計画税条例の一部改正について)

〃 第 9 議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて
(松島町国民健康保険税条例の一部改正について)

〃 第 10 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 号))

〃 第 11 議員提案第 2 号 松島町議会議員委員会条例の一部改正について (提案説明)

- 〓 第12 議案第 31号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第13 議案第 32号 松島町徴税条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第14 議案第 33号 新型コロナウイルス感染症の影響より収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第15 議案第 34号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第16 議案第 35号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）
- 〓 第17 議案第 36号 工事請負契約の締結について【（都）根廻・初原線道路整備工事】（提案説明）
- 〓 第18 議案第 37号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）（提案説明）
- 〓 第19 議案第 38号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〓 第20 議案第 39号 令和5年度松島水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〓 第21 議案第 40号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）
- 〓 第22 議案第 41号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第23 議案第 42号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第24 議案第 43号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第25 議案第 44号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第26 議案第 45号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第27 議案第 46号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第28 議案第 47号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第29 議案第 48号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第30 議案第 49号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第31 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回松島町議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番高橋利典議員、1番菅野隆二議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月8日から6月12日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

櫻井町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員の皆様、おはようございます。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、松島町ゼロカーボンシティ宣言について述べさせていただきます。

近年地球温暖化が原因と考えられる機構変動の影響により、豪雨災害や猛暑等が多発し、気候変動問題は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。本町は自然環境や自然と歴

史が調和した美しい景観、歴史的、学術的に価値の高い文化遺産など、人々を魅了する地域資源に恵まれた町でもあります。こうした豊かな環境を次世代に引き続き、町の将来像である「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに宣言いたします。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が2件、専決処分の承認が4件、条例の一部改正が4件、令和5年度補正予算が4件、契約案件が1件、人事案件が9件、その他の議案が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和5年3月1日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月1日に第1回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において、令和5年度一般会計予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。

3月11日には、東日本大震災慰霊記念碑前におきまして、震災で亡くなられた方々を思い、献花をいたしました。

3月24日と4月13日には、松島町交通社会実験協議会を開催し、令和4年度実施結果の検証と、令和5年度の実施内容について協議を行いました。

3月28日には、松島第二幼稚園・高城保育所分園の閉園式、3月31日には、松島保育所、磯崎保育所の閉所式が行われ、その長い歴史に幕を下ろしました。

松島第一幼稚園、松島第五幼稚園、高城保育所を中心に、今年4月に開園となりました社会福祉協議会が運営する認定こども園と連携を図り、元気で心豊かな子供の育成を目指して、子育て環境の整備に取り組んでまいります。

4月25日には、行政区、区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、各区長からご意見やご要望等をいただきました。

5月11日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、自転車のヘルメット着用など、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。

5月20日には、各小学校で運動会が開催されました。新型コロナに関する行動制限が廃止された中での開催となり、子供たちの元気いっぱいに取り組む姿や、大声で応援する姿を見ることができました。

5月27日は、松島のマルシェまつりの市が、松島公園グリーン広場を会場とし、松島パークフェスティバルの前夜祭と同時開催されました。28日には、松島パークフェスティバルが開催

され、小雨の降る天気となりましたけれども、松島海岸地区各所に設けられたステージには、多くのお客様が来場されておりました。

6月4日には、町民グラウンドにおいて町民ふれあいスポーツ大会が開催されました。コロナ禍による制限がなくなつての開催となつた今大会は、町内12分館の町民の方々が、各種競技を通じて親睦を深め、笑顔で楽しむ姿が印象的でありました。

最後に、5月19日に開催されました宮城県町村会町村長会議において、役員改選があり、宮城県町村会の新たな役員が選出され、私の宮城県町村会長としての任期は5月29日付で満了となりましたので、この場をお借りして報告させていただきます。皆様のご協力により、2年間の任期を無事務めることができました。改めて感謝を申し上げます。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告が終わりました。

議長の諸報告は、お手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査については、令和5年3月から5月まで、例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二人の方、大変ご苦労さまでございました。

2の請願・陳情・意見書等の受理については、陳情2件を受理しております。

5の会議等については、令和5年3月1日の令和5年第1回松島町議会定例会から、3ページの6月7日令和5年度松島町手をつなぐ親の会総会まで、記載のとおり各種行事がございました。

6の議会だよりの発行については、5月1日に、まつしま議会だより第154号が発行されております。広報分科会の皆様、大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでした。

7の委員会調査及び次ページ、8、その他については、各委員会においてそれぞれ調査、研修等が行われました。

議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の組合議員から報告書の提出がありました。

令和5年3月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第1号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出について（継続審査）

○議長（色川晴夫君） 日程第4、請願第1号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出についてを議題といたします。

本件につきましては、令和5年第1回松島町議会定例会で請願が提出され、総務経済常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。3番櫻井委員長。

○3番（櫻井 靖君） それでは、総務経済常任委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

付託事件 請願第1号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願。

2、調査期日・場所 令和5年4月10日（月）大会議室、令和5年6月1日（木）301会議室で実施いたしました。

3、出席議員でございます。菅野隆二副委員長ほか記載のとおりでございます。

4、出席を求めた者、請願者 塩釜民主商工会、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXでございます。
審査、調査の結果、採択すべきものとなりました。

6、審査（調査）の経過と概要

令和5年2月20日付で、塩釜民主商工会会長XXXXXXXXXX氏から、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願が提出されました。

この請願について、令和5年松島町議会第1回定例会本会議において、その審査が当総務経済常任委員会に付託され、審査を行ってきたものであります。

当委員会では、4月10日請願者側から塩釜民主商工会のXXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXに参考人として出席を求め、請願の趣旨及び内容について説明を受けました。

国ではインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施を10月から開始するべく準備を進めています。

インボイス制度は、商取引において消費税の免税事業者が排除される懸念があり、また消費税の免税事業者であった小規模事業者が課税事業者を選択した場合、新たな税負担の発生が懸念されます。

これまで売上高1,000万円以下の小規模事業者は、消費税の免税業者として配慮されていましたが、インボイス制度の実施により、営業収入の大小にかかわらず消費税の課税事業者となれば、消費税の納税義務が発生いたします。課税事業者にならなければ、取引に支障を来すなど、事業継続が困難になる可能性があります。さらに、事業者登録番号の整理といった

事務作業が増すことから、小規模事業者への負担が増加するとともに、納税者の制度理解が進んでいません。

以上のことから、インボイス制度の抱える課題等を鑑み、賛成多数のもと請願書を採択すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。委員長の報告は採択すべきものとされております。討論ございますか。

討論は、最初に反対の方の発言を許します。（「賛成」の声あり）反対者おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 次に、賛成の方の発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

いつも反対をしている私ですので、ぜひ賛成討論も聞いてみたいと、こういう方もいらっしゃいましたので、討論準備をさせていただきました。

今回、請願第1号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての賛成討論をしたいと思います。

先ほど委員長報告にあったとおりではございますが、改めてお話をさせていただきます。

インボイス制度は売上げ1,000万円以下の中小事業者や個人事業主、例えば建築業の一人親方や赤帽などの配送業、個人タクシー、フリーのカメラマンやアニメーター、また、俳優なども含まれますし、農業や漁業に携わる方や、シルバー人材センターの会員、また太陽光発電を販売している方なども対象としておりまして、その対象は1,000万人を超えるとも言われております。これらの免税業者から消費税を徴収しようというのが今回の内容であります。これによって政府は2,480億円もの増収になると試算をしております。制度導入はまさに増税と同じように小規模事業者の負担のみならず、物価高騰が続く中でさらなる物価上昇を招き、私たち消費者をも直撃することが考えられるところでございます。インボイス制度が導入されれば、免税業者は課税業者に転換するか、これまでどおり免税業者でいくかの二者択一を迫られることとなります。政府の試算では161万人の免税業者が新たに課税業者に転換し、1業者当たり15万4,000円の負担増になると見込んでいるところであります。事業者としてはま

さに1か月分の所得に相当する額が消費税で消えてしまうことになるものでありまして、事業者の暮らしが脅かされることになってまいります。

一方で、これまでと同様に非消費税業者のままの場合、免税業者と取引する事業者が仕入れ価格から消費税を差し引かないために、免税業者とは取引をしなくなるおそれがあり、この免税業者は廃業の危機に陥ることになります。

また、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁できず、事業者の利益が減り、事業継続が困難になることも考えられます。どちらを選択しても免税事業者には厳しい制度と言えそうですが、インボイス制度そのものに対する理解がまだまだ進んでいないこともあり、導入延期が求められているのが現状と考えております。

消費税は、免税業者にとっては益税になっているのではないかと、こういう議論もあります。これは実態を見ない議論ではないかと思えます。消費税法9条に示されているとおり、租税負担分の公平の原則や税務行政の負担の軽減の観点から、売上げ1,000万円以下の免税業者を設定し、消費税納入を免除してきたものであり、給与所得者で言えば基礎控除のようなものではないかと考えます。ましてや消費税は、価格の一部であるにもかかわらず、免税業者の多くは仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁できていないのが現実と言われております。

また、経過措置期間があるからという議論もあります。先延ばしをしてもその後の厳しい状況というのは何ら変わるものではありませんから、最終的には同様の結果をつくりだすものと考えております。

こうした議論は結局のところ制度導入を手助けすることになるだけではないかとも考えております。

今年4年目となりますコロナ禍の下で、また、急速な物価高騰の中で、必要なことは痛めつけられた私たち町民の暮らしや中小業者の経営を応援する対策が必要だということではないかと思えます。このままインボイス制度が導入をされれば、小規模事業者や個人事業主の廃業、事業継続の意欲低下などで、ますます地域経済が衰退をし、本町の人口減少に拍車をかけることにつながることは間違いないと思えます。地域経済を守り、発展させるためにもインボイス制度の導入を延期することが求められていると考えるものであります。

ぜひご参会の議員の皆さんの賛同をいただきまして、意見書を上げていただきますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

委員長報告は採択すべきものです。本件を採択することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。したがって、請願第1号消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書提出については、採択することに決定いたしました。

日程第5 報告第1号 令和4年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、報告第1号令和4年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第1号令和4年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の所有地崩落防止事業につきましては、対象地区の設計等が年度内での完了が見込めず繰り越した事業であり、令和5年9月下旬までに完了見込みとなっております。

3項戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム番号制度導入対応改修事業につきましては、国が示す標準仕様書確定の遅れにより、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和5年6月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費1項農業費の防災重点農業用ため池のネットフェンス設置事業につきましては、国の第2次補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年3月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費5項都市計画費の都市計画道路根廻・初原線道路整備事業費につきましては、同じく国の第2次補正予算成立後の実施となったことから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年3月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業につきましては、復旧箇所が膨大である上、災害査定後の実施となるものを含まれることから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和6年3月下旬までに完了見込み

となっております。

2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、同じく、復旧箇所が膨大である上、災害査定後の実質なるものも含まれることから、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和5年9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

二、三、お尋ねさせていただきます。

まず、2款総務費1項総務管理費の町有地崩落防止事業についてであります。

対象地区の設計等が年度内での完了が見込めずということではありますが、令和5年9月下旬までに完了見込みという提案理由であります。これにつきましては、町有地の崩落防止事業ということですから、対象地の実施設計さえ整えば、年度内、いわゆる令和5年度中には、事業実施の運びまで進めていかれるかどうかの確認をさせていただきます。まず、第1点です。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） では、お答えいたします。

この事業につきましては、昨年の7月の大雨で崩れた部分の、そちらについての調査設計費ということで、12月議会、そちらで補正させていただきました。現在、年明けに入札しまして、測量調査、そしてボーリング調査ということで進めていまして、全体としては65%程度の進捗率になっております。その後、今月中旬ぐらいから実施設計ということで入りまして、実施設計が整い次第、議会のほうに提案して、予算を取らせていただいて、今年度中の発注ということで現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） よろしくお願いたします。

それから次にありますが、6款農林水産業費1項の農業費の防災重点農業用ため池ネットフェンスですが、これまた明年、令和6年の3月下旬までに完了見込みというふうになっております。国の2次補正予算成立後の実施ということからこのような繰越事業となったものでありますけれども、何分、現地の状況等を見ますれば、ネットフェンスの設置は、これから

ですね、夏休み、あるいは冬の凍結というか、氷上での落下防止とかですね、子供さん中心にですけれども、入り込んでの事故未然防止、これについてはこれまでも県内、あるいは全国的にもそういった事故が見受けられ、国のほうでもそういったため池落下防止のための措置として予算組みされてきていますから、これまた年度内に速やかにフェンスの設置を願うところではありますが、その見通し等について、お尋ねしておきます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

防災重点農業用ため池ネットフェンスの設置工事については、4月の20日に入札を行いまして、現在準備工の段階でございます。今後、ため池を利用する農家の方とも調整を図りながら、今、議員、話出ましたできる限り早めの設置を考えたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひとも、速やかにというか、早めに取り組みられるよう現場に成果が見込めるようお願いしておきたいと思います。

それから3つ目、これが最後ですけれども、11款の災害復旧1項農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧事業と農業用施設災害復旧事業についての質問であります。これまた令和6年3月下旬までに完了見込みというふうな提案理由となっております。何分復旧箇所の数が多いんですか、復旧箇所が著しく損壊されてというか、そういったことでの対応なのか、その辺はちょっと不鮮明というか分かりかねましたけれども、これらについてもやはり、常日頃農業のほうに従事されている方の労苦も考えますと、速やかにという願うところでもありますから、これの見通し等も含めてお答えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、11款1項1目の農地災害復旧費になりますけれども、こちらにつきましては竹谷地区の農地のり面災害復旧工事1か所ですが、5月に完了しております。

次に、こちらは11款1項2目の農業用施設災害復旧事業になりますけれども、こちらにつきましては、補助災害6か所ありまして、5月末時点で2か所完了しております。進捗率は33%となっております。これは箇所ベースになりますけれども33%です。

単独災害復旧箇所につきましては、当初、47か所ありましたが、25か所増えまして、72か所

となっております。5月末時点で46か所完了しております、進捗率は63%です。単独、補助を合わせますと、進捗率は62%であります、箇所数が多いということもありまして、まず、営農のほうに影響が出ないように進めてきまして、稲作始まりましたので、稲作の稲刈りの完了後に、今度また工事を本格的に実施する形になりますので、3月までかかる予定となっております。できる限り早く工事を終わらせたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ご苦労さまです。

私自身も農業に従事する方は、農業水利組合等も含めて管轄させてもらっていますけれども、農業者の立場から言えば、同僚議員の中にもおりますけれども、やはり水利が第一に作物を作る上では大切な事業であります。自らが苦慮したり、工夫を重ねて対処しているという状況もありますし、そういった点についての相談相手となって、仮設的にも応急処置を講じるなど、処置を講じて、できるだけ耕作者のほうに配慮いただくような方策を取っていただけたらありがたいという思いであります。これはあくまで要望でありますけれども、できるだけそういったことを念頭に置きながら事業を進めていただければ幸いです。

以上であります。どうもありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野です。

繰越明許費、ここで聞いていいものかどうかというのはあるんですが、関連ということで、戸籍住民基本台帳の関連で、今回、戸籍情報システム番号制度導入対応改修事業の予算の繰越し説明と、こういうことになるわけですがけれどもね、今、世の中をマイナンバーの関係でね、いろいろと騒ぎが起きているわけですね、今朝もやっていました。本人口座じゃないところにね13万件以上の口座がつくられていたとか、それから明確な誤りが700件を超える数でしたか、あるような話が出ておまして、町長、今日、最初の挨拶の中でそういった話もございませんでしたので、これに関連して大変申し訳ないんですが、我が町の現状について、その辺についての内容をお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今回の繰越事業につきましては、まさしくこのマイナンバーカードを使って、交付金交付に係る様式の仕様について国のほうで定める期間が延びたために延伸したということで繰越しさせていただきました。その様式も定まり、6月末をもって業

務は完了する予定なのですが、現在、報道等にある他人の口座へのひもづけ等についての事例の報告は松島地においてはまだ報告がございません。松島町のマイナンバー交付の交付率も、他市町に漏れずかなり高くなってきてまして、5月末で71.8%までに至っております。これを踏まえまして、まだまだ口座、また保険証のひもづけの依頼を当町の窓口にも来ておりますので、それも併せて実施していきながら、そういった事例があったことについても重く受け止めながら、私たちでどうしようもできない部分もあるんですけれども、事例があった場合には速やかに対応を国のほうに求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。なかなかマイナンバー制度そのものが、大変急いで進められているということで、ヒューマンエラーも多いんだと、こんなふうに言われているわけですが、ぜひそういった間違いがないように進めていただきたいということを要望だけしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第6 報告第2号 令和4年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、報告第2号令和4年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第2号令和4年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1 款資本的支出1 項建設改良費の左坂配水池建設工事及び左坂配水池建設工事施工監理業務委託につきましては、社会情勢により材料が不足し、配水池材料の納入に時間を要し、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、令和5年9月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で水道事業会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

報告事項ではありますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町町税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第27号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて専決処分を行ったところであります。

また、改正内容につきましては、軽自動車税の種別割等についての所要の改正を行ったものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第27号専決処分の承認を求めることについて、町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

主な改正事項につきまして、条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

第46条、第48条、第50条、第98条、第101条の改正につきましては、地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。

2ページをお開き願います。

附則第10条の2第9項の改正につきましては、いわゆるわがまち特例として、一定の要件を満たすマンションにおいて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合の固定資産税の課税標準額の特例措置を定めるものであり、国の定める基準の3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下で、市町村の範囲において、町の条例で定める割合を3分の1とするものでございます。

次に、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正、グリーン化特例の延長の関係であり、改正内容につきまして、参考資料としてまとめておりますの

で、4ページをお開き願います。

①の乗用及び貨物の電気・天然ガスの軽自動車の税率を、100分の75を軽減する措置の適用を令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、3年延長するものでございます。

次に、②の上の白丸になりますが、乗用（営業用）の軽自動車で、2030年度基準90%達成車の税率を100分の50軽減する措置の適用も令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、3年延長するものでございます。

②の下の白丸の乗用（営業用）の軽自動車で、2030年度基準70%達成車の税率を100分の25軽減する措置の適用を令和5年4月1日から令和7年3月31日まで2年延長するものでございます。

なお、現在の軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の措置は、表のとおりとなっており、米印1及び米印2の部分が3年延長、米印3の部分が2年延長となるところでございます。

その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の条項図で、文言の整理等を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） ちょっと分からないので教えていただきたいと思うんですが、今、説明いただいた2ページですか、2ページの中に、一定の要件を満たすマンションにおいてということでのあれがあるんですが、マンションといいましても不動産会社所有であって、部屋は貸切りだとかね、いろいろあると思うんですが、ここで言うこのマンションの規定というものはどういうものなのかですね。鉄筋鉄骨等で造られたアパートのようなものも含むのかどうか、その辺ちょっと、マンションというものについてどういう捉え方なのかをちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） マンションの捉え方ということでございますが、そちらちょっと築後20年を経過ということになると、やっぱりマンションの国土交通省で出しているのは、鉄筋とか、あるいは仙台市内の大々的なまずマンションなるのかなということ、こちらの税の条件に合致するのが、築後20年を経過と、あと10戸ということ、10戸についても、常日頃居住しているとか、あと所有区分、2人以上とか、そういう条件がまずございます。あとそのほかにこの税の条件に合致するのが、過去に1回以上大規模修繕工事を行っているとか、

あと修繕積立金を行っているとか、そういう様々な条件で、令和7年3月31日まで大規模改修を行った場合、税の固定資産税の減免、3分の1になるということで、国土交通省がいわゆるマンションの老朽化に伴って外壁が剥がれているとか、取り壊しとか、崩れかけているというようなところから踏まえて、そちらの長寿命化を推進するに当たって税の特例も行うというようなことで、そちらの税の改正ということになることとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりますけれども、言ってみれば古くなってきたマンションね、長期に住んでもらうと言ってみたらそういうことでの税制対策だとかいうことになるんだと思うんですが、本町でマンションというと1か所しか私、思い浮かばないんですけども、この期間に該当するかどうかは別にして、これからやっぱり古くなっていくマンションというのは出てくるわけなので、断続的か継続的かは分かりませんが、こうした施策が出てくるんだと思うんですね。こうした、この内容で本町においてこのマンションに該当する建物というのは、現在何か所あるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、私たちも本町においてどのくらいあるのかなというふうには調べました。ただ、一番最初の私が言った築後20年、あと10戸以上ということになると、4棟とか4か所でございます。ただ、そこで次に所有区分の話とかになると1人でオーナー持っているところもありますので、そうすると1つ消えて、3つになります。あとはちょっと一般的に住んでいると、ちょっとリゾートマンションみたいなのは1か所ありますので、そうするとまた1つ消えるということになると、この20年経過し、10戸以上になると、2個なのかなど。ただ、先ほど私、説明したように、過去に1回大規模修繕工事とか、そういう今度、税に該当する要件となると、町としてもそこは把握し切れてないので、明確な回答はちょっとできないんですが、あくまでも20年経過して、10戸以上で、常日頃住んでいて、所有区分が2戸以上の観点からすると、町としては2棟だと思われましてという回答で大変申し訳ないですが、そのように、ちょっと回答しかできないというような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何となく分かってきたんですが、言ってみればマンション10戸以上のと

ころで、全部個人が借りていないと駄目だと、こういうことになるのかですね、9戸のうち2つだけは個人所有じゃなくて別の方が貸しているんだよと、こういう状況で該当しないのかね、借りて入っている人からすると、劣化していくことも居住要件としては非常に満たされないことになっていくわけなので、その辺のやっぱり借用では駄目なのかも含めて、境目といたしますか、どうなるんでしょう。あくまでも全部本人持ちじゃないと駄目だという解釈になるのか、その辺だけ最後お聞きします。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私の説明がちょっと悪かったかもしれませんが、賃貸でもよろしいです。ただ所有者が2人以上いないと、だから法人で1棟を持っているのであればちょっとNGと、私と今野議員さんが2戸ずつ持っていて賃貸でもいいですから、とにかく2人以上持っていて、そういう条件であれば、税の対象になるということです。住んでいる方、賃貸でもオーケーですが、私も住んでいてもオーケー、賃貸でオーケーというような、そういう制度であると。最終的に県とかの診断の計画書とかありますので、そちらのほうで判断されて、税の対象になるというふうになるところでございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第27号専決処分の承認を求めることについては、承認とすることに決定いたしました。

日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町都市計画税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第28号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについて、専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、地方税法の改正により、本条例において引用する条項ずれについて改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

（松島町国民健康保険税条例の一部改正について）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第29号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、松島

町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分を行ったところであります。

今回の条例の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について引き上げ、その他所要の改正を行ったものであります。

なお詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 専決処分の内容について説明させていただきます。

議案の一番後ろについておりますA 4横使いの資料をお手数ですが、ご覧願います。

本専決処分内容につきましては、令和4年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正大綱に伴いまして、国民健康保険税の税負担の公平性の確保を図る観点から、課税限度額を見直すため、後期高齢者支援金等課税額を引き上げ、及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直す内容となっております。

影響額の試算につきましては、現在、7月本算定前という時期から、令和5年3月末現在で試算しております。

資料、右上の①課税限度額の見直しをご覧願います。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、改正前「20万円」が課税額、限度額が2万引き上げ、「22万円」となり、合計課税限度額としては「102万円」から「104万円」と、引き上がります。

資料左下に記載しておりますが、改正前は超過世帯が8世帯ありましたが、引き上げ後は4世帯となり、影響額は11万5,100円課税額の増が見込まれる内容となっております。

資料右中段の②5割軽減、2割軽減の基準額を見直すをご覧願います。

5割軽減基準額の加算額が改正前「28万5,000円」でしたのが、5,000円引き上げ「29万円」となり、2割軽減基準額の加算額が改正前「52万円」でしたのが、1万5,000円引上げ「53万5,000円」となります。影響する世帯は、5割軽減世帯が6世帯、2割軽減世帯が3世帯となり、影響額は26万8,660円、軽減が見込まれる改正内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

まず、いろいろ国保税の賦課がほぼ確定、今年度のものはしているのかなと思うんですが、今年度の国保税の賦課状況を何世帯、何人ぐらいを対象として賦課されているのか、その辺についてお聞きをしておきたいなと思います。

その上で国保の加入世帯の構成状況をお分かりになれば教えていただきたい。年金生活であるとか、無職者であるとか、いろいろいらっしゃるかと思うんですが、そういう生活状況が分かるような構成状況について把握をされているのかどうか含めて質問をしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 国民健康保険税につきましては、現在、本算定前ということで前々年度の所得を参考にして、今のところ4、5、6月と賦課をして、7月に前年所得の取り込みが始まるんですけれども、ですので暫定賦課の状況から言うと、世帯数というのは年度末で見ると1,908世帯、被保険者数としては2,888人というふうなところで押さえております。

また、全体の賦課額ですけれども、当初予算からくるとやっぱり2億円ちょっとというふうにはなってしまうんですけれども、所得の階層につきましても、令和3年度の課税状況調べが多分最新だと思いますので、これを見ると割合まではすみません、私もちょっと担当しておらず、しっかりと割合まで出ないんですけれども、年金収入者とやはり無職者というところで大勢を占めております。国保被保険者の構成からいくと、軽減世帯がやっぱり全体を占めることが多く、7割軽減世帯が31%、5割軽減世帯が18%、2割軽減世帯が13%ということで、全体を見ると、やはり62%を軽減世帯で占めているというような構成になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） もう一つじゃ、いわゆるこの条例の中には限度額を超える世帯のこの限度額を引き上げるという内容になっているわけなんで、限度額を超える世帯、本町では、例えば一人暮らしの場合、どれぐらいの収入なり所得から、この限度額を超えることになるのか、その辺、分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 収入から見ますと、1,130万円を超えた部分から、限度超過の額に対象になるというふうに、去年の課税を基に推察しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 最後の質問ですけれども、この資料を見ますと、限度額超過世帯は8件から4件に減るんだと、減ると言えば減るんですけども、その影響額について、11万5,100円と、こういうふうになっているんですが、いわゆる限度額超過世帯というこの限度額ですね。法律上ここの限度額まで上げていいですよと、こういうことですので、限度額を引き上げなかった場合、去年と同様の限度額にしておいた場合、町のほうでその部分について一般会計なりなんなりから繰り出して穴埋めをするというようなこともあってよかったのかなというふうな気がするんですが、そういう議論はされたのかされていないのか、その辺はどうなんでしょう。必ずしも法律に沿ってこれ限度額を設定しなくちゃいけないということではないはずだと私は認識していますので、その辺についてお答えあればお聞かせをいただきたいと。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 限度超過額の改正を行った場合、ここに係る11万5,000円ぐらいが国保の財調から繰り入れして対応すれば、可能な金額であるというふうには考えております。ただし、去年ももしかしたらお話ししたかもしれませんが、法律にのっとった累進課税の原則から言うと、これに基づいて課税をし、この分引き上げられた僅かなんですけども中間所得者層の部分の負担を少しでも減らそうという趣旨の下、やはり法律にのっとり、改正を行ったほうがいいのかというふうに考えました。これも繰り返しになりますが、そういった部分、大きな話で言えば、令和2年から、応益割を1万円ほど、現時点で1万円ほど引き下げさせていただいたと。そういった中で3年間続いてきましたので、それで全体的には負担を減らさせていただいているというふうに認識していただければと、ご承知いただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 下げろ下げろって言ってきたほうなのでね、それはそのとおり全体として引き下げをしてもらっていることも私も分かりますし、それから言ってみれば子供の均等割ですか、この部分についてもゼロにしたという意味で、大変いいことだなと、こう思っているわけですが。そういうことが行われていることについてはもう大変評価するわけですが、何せ国保税というのは、今、お話にあったように6割を超える人たちが法定減免の世帯とい

うことで、大変所得が少ない世帯になっているわけですね。そういう方々のこの負担というものをやっぱりしっかり私たち見て考えとく必要性あると思うんだと、このように思います。中間所得層云々ということの本気で考えるのであれば、限度額設けなくて、本格的に累進制の税制に移行しないと、ほとんどこの中間所得層の関与の影響はほとんどないのではないかと、ここで、だって、その軽減措置で26万8,000円も軽減しているわけですからね。おなじ会計の中でやりくりしているということでは何も解決しないはずなんですよ。

ですから、そういう意味でいくと、本気で解決するのであれば、今お話ししたように、限度額撤廃して、累進制を本当にやるのかどうかということ、それをやらないのであれば、一般会計から繰り入れをするということが必要なんではないかなというふうに思っています。

限度ね、毎年言っているというようなものですが、今の限度額というのは、2000年に介護保険が創設された。そのときからできているわけですよ。2000年ね、医療分の基礎課税額が53万円でした。介護納付金が7万円、合わせて60万円の限度額だったんですよ。平成20年、2008年に後期高齢者医療制度が導入されて、基礎課税額は53万円から47万円に下がりましたが、医療分の、後期高齢者分で、新たに12万円が入ると、そして、その当時で、介護保険納付金は7万円から2万円上がって9万円、合わせて68万円、こういう状況だった。これは2008年です。それから15年ぐらいたっているわけですが、今回改正されれば、その内容が、医療分の基礎課税額で65万円、後期高齢者医療負担分で今度は22万円になると、そして、介護納付金で17万円になるということで、合わせて104万円ということで、2000年と比べると、限度額が大体1.7倍ぐらいに上がっているんですよ。

バブル崩壊した1990年以降から数えると、失われた30年とか、リーマンショックを受けた後の失われた10年、20年なんていうことをよく言われますけれども、一般の国民は、1.7倍も給料が上がっているわけでも何でもないんですよ。そういう中で、こういう負担がされているということについてやっぱり私たち真剣に考えなくちゃいけないのではないかと。他の協会けんぽやなんかと比べても非常に重い負担をさせられているわけなので、そういう意味では先ほどお聞きしたように、国保世帯の加入者の生活実態というものを、役場自身ももっと真剣になって把握をするということが、私は大事なことなんではないかと、こう思うんですが、さっき最後って言っていたね、今度最後でね、そういったことについて、どういうふうに考えてるのかね、なかなか毎回討論でも言っているように、町だけで解決できる問題ではないと思いますから、国、県に対してもしっかりと要求しなさいということを申し上げているわけですが、そのことを含めて、この国保加入者の実態をしっかりつかんで、本当に払えるもの

なのかどうか。ほとんど収入がなくてもかかるわけでしょう、収入があつて取られるんだらまだいいんですよ、ほとんど収入ないのに課税されるわけですから、そういうことについて加入者の実態見ながら対応を図ることが求められると思うんですが、最後にその辺について、どのように考えておられるのか、これは町長なんでしょうね、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 国保の加入者の全体像というんですかね、町内での町の状況はどうなっているんだということでありますけれども、超高齢化で来ているわけでありますので、それに比例した内容で担当課で押さえてはいると思うんですが、今、なお議員からお話も出ておりますので、9月決算頃には、もうちょっとこう具体化した内容をお話しできるようにちょっとしていただければというふうに指示をしておきたいというふうに思います。

それから、この国保に関わることについては、町だけじゃなくて、これは国全体の問題でもありましてね、町がその1つの見本になる云々じゃなくて、国全体でこれをどうするかというのが今議論されているわけですので、そういったところを今後注視しながら、今、今野議員、いろいろ申し上げられましたけれども、そういった内容等について注視していきたい。

それから、令和6年度の県の国保の理事会等については、これから始まりますので、その中でも今日の意見なんかをちょっと確認しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） それでは、議案第29号専決処分の承認について反対の討論を行いたいと思います。

この議案につきましては、国民健康保険税の限度額を引き上げることと、所得の低い加入者で法定減免を受ける世帯のうち、5割軽減と2割軽減の対象を拡大するための所得基準を見直すことの2つがあります。国民健康保険税については、以前から所得がなくても課税されることや、負担が担税能力を超えた重い負担であることを指摘をし、引き下げを求めてきたところであります。今回所得基準を見直すことに反対するものではありませんが、所得がなくても負担を求められる制度は見直されるべきではないかと考えるものであります。

一方、国民健康保険税の限度額は、2000年に介護保険制度が導入されたことに伴い、それまでの保険税である医療分53万円に、納付金7万円を合わせた60万円が限度額となりました。その後、2008年には後期高齢者医療制度がつけられたことにより、国保税の限度額は、医療分で基礎課税額47万円と後期高齢者支援金等課税額12万円、そして、介護納付金9万円を合わせた68万円となりました。今回の限度額見直しでは、後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上げられて、22万円となり、限度額の総額は104万円となります。昨年も限度額は3万円引き上げられており、この2年で5万円もの引き上げ、5%もの負担増は、コロナ禍の3年と物価高騰の中で、あまりにも大きいのではないかと、また、限度額を超える世帯も決して所得の高い世帯ばかりとは言えないのではないかと思いますし、負担を重く感じている状況なのではないでしょうか。一方で、所得基準を見直し、負担軽減を行いながら、一方では限度額を引き上げて負担を求める。このような、加入者間での国保会計内でのやりくりでは、国保が持っている深刻な事態を解決できるものではないと考えるものであります。

町民の暮らしを守る立場で、一般会計からの繰入れを行うことや、国、県に対して、国保への公的負担や支援を強く求めていただきたいということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

まずもってこの件につきましては、閣議決定をされたものでございまして、軽減判定所得の見直しでございます。先ほど町長からもありましたように、町といたしましても国の動きを注視しながら、これから精いっぱいやっていくという内容でございますので、その辺を踏まえながら賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについ

ては、承認することに決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時20分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度松島町一般会計補正予算(第1号))

○議長(色川晴夫君) 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第30号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和5年度松島町一般会計補正予算(第1号)につきまして、令和5年4月17日付で専決処分を行ったところであります。

補正の内容につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の各事業について、迅速かつ的確に実施するための経費を補正したものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(色川晴夫君) 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長(安土 哲君) それでは、添付させていただいております主要事業説明資料に基づき説明させていただきます。

低所得者の子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金事業、補正予算書、事項別明細書は4ページとなります。

3款民生費2項9目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費に496万5,000円計上しており、財源につきましては、全額国費で賄われるものとなっております。

事業目的としましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯

に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うことから、令和5年3月28日の閣議決定に基づき、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給し、家計負担軽減の一助とすることを目的としております。

続いて、事業概要になります。給付対象者は、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給者及び令和6年2月29日までに出生の児童のうち、該当する低所得世帯となっており、対象児童数は90人を見込んでおります。

支給につきましては、国より、昨年度同事業の受給者については、5月末までに支給となる方向性を4月に示されており、当町では、4月17日に専決処分させていただいた後、4月中にシステムの構築及び提供を受け、5月10日付で、5月16日を期限に、受給の意思決定確認通知を送付しました。

その結果を受け、5月25日に、対象者70人、34世帯へ給付を実施したところでございます。

今後は、対象となる期日まで出生児童へ順次支給してまいります。

また、主要事業説明書にはございませんが、同補正予算書におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業費についても、同様に計上しており、本事業も低所得者世帯に対し物価高騰等対策として、3万円の給付を行う事業費の事務費について、令和5年度の所得が確定する6月に速やかに準備ができるよう計上しているものであります。

なお、本体の給付費につきましては、今回定例会の補正予算に計上していることを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第30号専決処分の承認を求めることについて

ては、承認することに決定いたしました。

日程第11 議員提出議案第2号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案
説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議員提出議案第2号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。杉原 崇委員長。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。

松島町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

今回、常任委員会の所管事項を改正することで、より柔軟な活動を可能とするため、必要な規定の整備を行うものであります。

改正内容としましては、教育民生常任委員会の所管事項である建設課を総務経済常任委員会の所管事項とするものであります。

施行日につきましては、次回の常任委員会の構成変更と合わせて、令和5年12月7日からとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第12 議案第31号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第31号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第31号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例に関しましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 説明。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案書に添付させていただいております条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和3年5月19日に公布されたことに伴いまして、令和5年4月19日に、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正されました。これに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末整備による交付を可能とするための改正を行うものであります。いわゆるコンビニ交付の際に現在は自分のマイナンバーカードをマルチコピー機にかざしまして、印鑑登録証の交付等を受けておりますが、自分のスマホにマイナンバーカード機能取り込み、交付が可能な環境に段階的になることから、今回の所要の改正を行う内容となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第32号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第32号松島町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴うものであり、令和5年4月1日から施行を要するものについては、専決処分いたしました。その他の事項のうち、令和5年7月1日から施行を要するものについて改正を行うものであります。

改正内容につきましては、3輪以上の特定小型原動機付自転車の区分の見直しについて改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第32号松島町町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。後ろから3枚目になるところでございます。

第82条の改正になりますが、道路交通法の一部を改正する法律等により、電動キックボード等について、新たに特定小型原動機付自転車と定義されたことに伴うものであり、特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を2,000円とするものでございます。

本町においては、2輪の特定小型原動機付自転車が1台登録されております。

なお、今回の地方税法等の一部を改正する法律に伴うその他の改正につきましては、令和5年第3回議会定例会に提案を予定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第33号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度担当分の保険税であって、令和4年度末までに、資格を取得したこと等により、令和5年4月以降に納期が到来するものについて、減免を適用させるため改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議案書に添付しております条例に関する説明資料をお開き願います。

本条例の一部改正について説明させていただきます。

令和5年1月27日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針におきまして、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度までの国民健康保険については減免措置を終了しますが、令和5年4月以降に納期限が到来する令和4年度に、国民健康保険に加入していたことに生じる、これは手続上、詳細を申しますと、手続が遅れ、遡って国民健康保険に加入したことによって生じる国民健康保険税については減免を実施することについて、一部改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第34号 松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
(提案説明)

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第34号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第34号松島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する条項が、条例附則「第7項」から、条例附則「第3項」に改正されたことにより、引用条項のずれについて改正を行うものであります。

なお詳細については担当課長よりさせます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 添付しております条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、宮城県後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に関する条項が、条例附則「7項」から「3項」へ令和5年2月1日に改正されたことに伴いまして、この条項を、町条例で引用していた松島町後期高齢者医療に関する条例第2条第9号中の文言を「第7項」から「第3項」に改める内容で、一部改正を行うものであります。

以上で説明終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第35号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第35号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第35号和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要につきましては、令和5年2月26日午前11時頃、松島運動公園内の駐車場において、サッカーの試合のために訪れていた利用者が、車を駐車していたところ、強風により折れた樹木の枝が車両前面に直撃し、破損したものであります。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し損害賠償金2万8,930円を支払うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） それでは、説明させていただきます。

提案理由書と次のページ、資料1ページをご覧ください。

事故の発生場所の位置図となります。下の航空写真で、駐車場の西側に赤丸で囲まれた区画に駐車していた車両に樹木の枝が直撃したものとなります。

裏面の資料2ページをご覧くださいと思います。

こちらは事故の状況写真となります。上の写真2枚が、枝が車両に接触した状況となります。

左下の写真、赤丸で囲まれた部分、ここがワイパーの下の黒いプラスチック部分、こちらが破損した箇所となります。

この事故によりけが人はありませんでしたが、事故後に、運動公園内の樹木の状況を確認し、他に支障となる樹木がないか確認するなどの対応を図っているところです。

また、損害賠償の額につきましては、全額を町が支払うことの内容で、相手方の内諾を得ており、町が加入する総合賠償補償保険制度の適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第36号 工事請負契約の締結について【（都）根廻・初原線道路整備工事】（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第36号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第36号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業として実施する都市計画道路根廻・初原線道路整備工事に関するものであり、去る5月25日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工施工延長300メートルを行うものであります。

工期は、令和6年3月15日であります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、都市計画道路根廻・初原線道路整備工事の契約締結につきまして説明いたします。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

都市計画道路根廻・初原線につきましては、初原地区に新たな産業拠点、松島イノベーションヒルズの整備を目的とした土地利用計画に伴い、根廻地区の国道346号から、土地区画整理地内を通過し、初原地区の主要地方道大和松島線まで、新たな幹線道路の整備を行うもので

す。

図面中央の黒枠で囲んだ箇所が土地区画整理箇所であります。点線部分が都市計画道路根廻・初原線ですが、起点は国道346号の保健福祉センター入り口より約400メートル北側であり、終点は、主要地方道大和松島線の三陸自動車道松島大郷インターチェンジ入り口より約60メートル、主要地方道仙台松島線側であります。

路線の全体延長は2,520メートル、土地区画整理部分を除いた部分が町で整備する箇所であり、起点側の根廻地区570メートル、終点側の初原地区780メートル、合計1,350メートルを整備するものです。

今回契約する箇所につきましては、赤丸箇所ではありますが、起点側の根廻地区を実施するものです。

説明資料の2ページ目をお開きください。

平面図及び標準横断図でございます。図面上の平面図ですが、右側が起点の国道346号の交差点部です。左側が土地区画整理地となります。赤着色箇所が実施箇所ではありますが、施工延長は300メートルであります。

工事内容としましては、切土、盛土の土工及びのり面整形工を行うものです。

また、赤斜線分につきましては、準備工としまして、樹木の伐採、除根を行うものです。

図面下の標準横断図をご覧ください。

切土箇所の標準横断図ですが、今回の工事では、切土工及び切土箇所ののり面整形工が主な工種です。切土につきましては、舗装工の路盤の下まで地山の掘削を行います。道路幅は、車道部が7.5メートル、歩道分が片側で2.5メートル、道路幅全体で10.0メートルの計画であります。

図面左上にあります工事概要になりますが、施工延長300メートル、土工、切土1万4,500立方メートル。盛土42立方メートル。

切土のり面成形2,210平方メートル、盛土のり面成形140平方メートル。

準備工としまして、伐採除根一式であります。

説明資料の3ページ目及び4ページ目をご覧ください。

入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものです。公募したところ、19者から申込みがあり、2者が入札前に辞退及び失格となっております。

17者で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、大木建設株式会社東北支店を請負契約予定者としたものであります。

落札金額は8,273万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして9,100万3,000円
であります。

入札結果表の備考欄に記載がありますが、失格の業者で、ナンバー4の業者は、入札前に失
格、ほか10者が最低制限価格を下回り、失格であります。

また、ナンバー17の業者は、入札に金額の記載がなく、無効となっております。

大木建設株式会社東北支店との仮契約につきましては、令和5年5月31日に締結しておりま
す。

なお、工期につきましては、令和6年3月15日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第37号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）（提案説
明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第37号令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）に
ついてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第37号令和5年度松島町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を
申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものでありま
す。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項19目新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費につきましては、国の令
和4年度予備費活用に伴い、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている生活者や事
業者に対する支援を目的とした6事業を補正するものであります。

7ページから8ページにわたります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴う人件費等の補正のほか、
令和3年度及び令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費、令和4年度
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費に対する国庫補助金の精算に伴い、返
還金を補正するものであります。

9ページの7目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費につきましては、国の令和4年度予備費活用に伴い、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を給付する経費について補正するものであります。

2項6目子育て支援事業費につきましては、子育て支援センターに係る会計年度任用職員の応募がなかったことによる各経費について補正するものであります。

10ページにわたります。

8目児童館費につきましては、留守家庭学級の需要増加に伴い、運営に係る業務委託料及び放課後児童支援員等の処遇改善事業に対する補助金について補正するものであります。

11ページにわたります。

4款衛生費1項5目環境衛生費につきましては、人事異動に伴う人件費等の補正のほか、塩釜地区斎場負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、ワクチンの令和5年春開始接種及び秋開始接種に係る経費について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

2項2目し尿処理費につきましては、塩釜地区環境センター管理費負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、令和5年3月31日付、令和5年度農業水利施設危機管理対策事業の採択に伴い、ため池1か所の救助ネット設置工事について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金1項2目新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しましたワクチンの令和5年春開始接種及び秋開始接種に対するものであります。

2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました放課後児童支援員等処遇改善事業補助金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費に対するものであります。

7目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたワクチンの令和5年春開始接種及び秋開始接種に対するものであります。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に対するものであります。

18款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました放課後児童支援員等処遇改善事業補助金に対するものであります。

4ページをお開き願います。4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたため池への救助ネット設置工事費に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費についてご説明いたします。

恐れ入ります主要事業説明資料1をお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、6ページになります。

今回の補正につきましては、令和5年3月28日に閣議決定されました令和4年度一般会計における予備費使用の決定に伴い、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する重点支援といたしまして、3月29日付で臨時交付金の限度額通知を受け、本町におきます町独自の支援事業として、今回補正計上させていただくものでございます。

財源内訳の欄に記載しております国費につきましては、限度額通知を受けました臨時交付金、5,569万8,000円でございます。

交付金を活用した町独自の支援事業につきましては、下段、事業概要に記載しております6事業であり、詳細につきましては、後ほど、資料1にて説明いたします。

恐れ入ります。主要事業説明資料2をお開き願います。

こちらは、3款1項7目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては9ページとなります。

先ほどご説明いたしました臨時交付金と同様に、国の一般会計におきまして、予備費使用が閣議決定されました。別枠といたしまして低所得世帯への支援のため低所得支援枠が創設され、3月29日付で、臨時交付金の限度額通知を受け、今定例会に補正計上させていただくものでございます。

財源内訳の欄に記載しております国費につきましては、別枠で創設されました、低所得世帯支援枠に係る限度額通知を受けた金額3,133万4,000円でございます。

それでは、個別事業についてご説明いたします。

恐れ入ります、主要事業説明資料1のほうにお戻りいただきまして、A3判の資料1をお開き願います。

一覧にまとめておりますので、事業の概要につきまして、番号に沿いながら説明いたします。

初めに、1番、行政区エネルギー価格高騰対策支援事業につきましては、電力・ガス等のエネルギー価格の高騰を受けている行政区に対しまして、地域コミュニティ活動の負担軽減を支援する事業でございます。新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられたことにより、地域コミュニティ活動の再開など、各行政区において活発な活動となるよう後押しを図る計画でございます。

補助金額につきましては、12行政区に対し、資料記載のとおり、均等割、世帯割にて算出した金額を補助するものとしております。

事業費といたしましては300万円でございます。

事業の実施につきましては、補正予算成立後、速やかに各行政区に対し、交付手続を進めてまいります。

続きまして2番、防犯灯LED化促進補助事業につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている行政区に対しまして、行政区が管理する防犯灯のLED化を促進し、電気料金の負担軽減を図るための補助金を交付する事業でございます。

既存の防犯灯をLED化するための費用とし、一基当たり上限を5万円とし算出し、合計として200基を予定し、事業費といたしましては1,000万円でございます。

事業の実施につきましては、補正予算成立後、各行政区と協議を進めてまいります。

続きまして3番、暮らしを応援・住まいのリフォーム助成事業につきましては、資材等の物価高騰の影響により、地域経済の循環に影響が及んでいることから、住宅関連産業による地域経済の活性化や、町民の住環境の向上を図るとともに、さらには、町民の定住化を促進し、安全安心な住まいの実現となるよう支援を行う事業でございます。

交付の対象といたしましては、資料記載の(1)から(4)までは、昨年と同様でございます。今回、(5)といたしまして、過去に同様の補助を受けていないことと、新たに追加しております。これにつきましては、昨年度、リフォーム事業において補助を受けた方につきましては、今回は対象としないものとするものでございます。

補助金額につきましては、昨年と同様に、上限額は20万円とし、予定件数として100件を計画し、事業費といたしましては2,000万円でございます。

申請受付につきましては、今定例会で補正予算成立の準備を進め、広報まつしま7月号にお

いて、全戸に周知チラシを配布し、7月中旬より、申請受付を開始し、8月上旬の申請締切り時点で、申請者が多数となり、事業費を超えた場合は抽せん方式により、交付対象者を決定いたします。

続きまして、4番、新生児給付金事業につきましては、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を出生または出生予定の子がいる世帯に対して、子育て生活支援として、給付金を交付する事業でございます。

交付対象といたしましては、令和5年4月1日から、令和6年3月31日までに生まれた子に対し、1人当たり10万円の給付金を交付するものでございます。

給付対象は60人と見込むものであります。

続きまして、5番、松島家計応援商品券配布事業につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている町民の方に対する支援といたしまして、家計負担の軽減と地域経済の循環を図るため、松島町全5,750世帯に対し5,000円の商品券を配布する事業でございます。

交付の対象といたしましては、利府松島商工会に対し、補助金として交付し、商工会において事業を行っていただく計画であり、事業費といたしましては3,375万円でございます。

事業の実施につきましては、補正予算成立後、速やかに商品券発送等の準備を進め、商品券の利用につきましては、8月上旬から9月末までの利用期間を予定するものでございます。

続きまして6番、松島お泊まりデジタルクーポン発行事業につきましては、こちらは、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている宿泊施設に対する支援といたしまして、旅行予約サイトで使用できるデジタルクーポンを発行し、施設利用を促進し、さらなる観光客の誘客を図る事業でございます。

事業対象といたしましては、松島旅館組合に対し、デジタルクーポン発行に係る経費を補助するものであり、宿泊代金を割引できるクーポン3種類をそれぞれ1,000セット発行するものでございます。

事業費といたしましては1,000万円でございます。

事業の実施につきましては、8月上旬よりクーポン券の販売を行い、利用期間につきましては、令和6年1月末を予定しているものでございます。

資料2ページ下段、全体事業費の合計についてご説明いたします。

これまでご説明いたしました6事業に係る総事業費は8,285万円となり、財源といたしましては、国費、臨時交付金5,569万8,000円、町の一般財源が2,715万2,000円でございます。

続きまして、主要事業説明資料2の低所得世帯枠分についてご説明いたします。

こちらは、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯に対しまして、1世帯当たり3万円の給付金の支給を行い、低所得世帯の生活を支援する事業でございます。

上段、グレー、網掛け部分につきましては、さきに説明のありました専決処分に関する事業となっており、給付に先立ち必要となる準備経費分でございます。今回補正計上させていただくものは、下段に記載の給付金の支給に係る費用となっており、給付対象を1,600世帯と見込むものでございます。

全体の事業費といたしましては5,003万円となっており、財源といたしましては、国費として低所得世帯支援枠分3,317万円、町の一般財源が1,686万円でございます。

なお、今回、限度額通知を受けました3,317万円につきましては、実施想定額の7割程度の交付となっております。今後、年末頃を目安に事業費の精査を行い、一般財源持ち出しに相当する費用が追加交付される見込みでございます。

以上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 続いて、主要事業説明資料3をお開きください。

事項別明細書は12ページになります。

6款1項4目農地費農業水利施設危機管理対策事業について説明をいたします。

今回の補正につきましては、令和5年度農業水利施設危機管理対策事業採択に伴い、ため池における安全対策のため、救助ネット設置工事を行うものです。

工事請負費は110万円、工事箇所は1か所となります。

次のページの位置図をご覧ください。

工事施工予定箇所は、竹谷区にあります萱野ため池となります。

ため池救助ネットにつきましては、軽量で耐久性を備えた、高強度繊維材ポリコンポネットの使用を考えております。

ため池の位置図の拡大図にありますように、赤線のようにため池に救助用ネットを設置する計画でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入ります。ご異議ございませんね。再開は13時といたします。休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第19 議案第38号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第38号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第38号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について補正するものであり、その財源を精査し、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第39号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第20、議案第39号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第39号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより水道事業費用の総額を5億7,253万2,000円、資本的支出の総額を3億1,139万1,000円とし、資本的支出不足額の補填財源を減債積立金取崩額2,105万1,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,833万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2億5,829万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第40号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第40号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第40号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費について補正するものであります。

これにより、下水道事業費用の総額を10億1,618万9,000円、資本的支出の総額を5億156万3,000円とし、資本的支出不足額の補填財源を当年度利益余剰金処分量861万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第41号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第41号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第41号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の■■■■の任期が令和5年9月30日をもって満了となるため、後任委員として■■■■を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

■■■■につきましては、2人の子供を持つ保護者として、松島第二小学校PTA会長を務められた経験もあり、学校教育に深い理解と教育に関する熱意のある方です。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年です。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

これより議案第41号を採決します。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。これから投票の準備をさせます。

準備ができましたので、議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（色川晴夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項により、10番今野 章議員、11番小澤陽子議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。お願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（色川晴夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 配付漏れがないことを認めます。

念のために申し上げます。本案を可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則第83条の規定により否といたし、反対とみなします。

投票箱の点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（色川晴夫君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、呼ばれた方から順に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（色川晴夫君） 投票が終わりました。投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

10番今野 章議員、11番小澤陽子議員は開票の立会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（色川晴夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を議会事務局長より報告させます。事務局長。

○事務局長（千葉浩司君）

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上のとおり賛成全員です。

よって、議案第41号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

会場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

日程第23 議案第42号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 議案第43号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25 議案第44号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26 議案第45号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27 議案第46号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第28 議案第47号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第29 議案第48号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第30 議案第49号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

日程第23、議案第42号から日程第30、議案第49号までは、松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案であり、関連がございますので、一括して議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第23、議案第42号から日程第30、議案第49号までを一括議題とします。

議案の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の委員の任命につきましては、本年7月19日をもって農業委員会委員の任期が満了することに伴い、委員候補者の募集を行ったところ、定員8名に対し、10名の応募がありました。

委員の任命過程の公正性を確保するため、松島町農業委員候補者選考委員会で審議がなされ、8名の候補者が選考されました。8名の候補者は人格見識ともに優れ、委員に適任であると考えております。このことから、議会の同意を求めるものであります。

なお任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間であります。

議案第42号の■■■■■■■■■■は、現在、農業委員会委員を務めております。

また、本町の認定農業者や、有限会社セントラルライス中通の代表として、農業に関する見識を有していることから、引き続き、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であり、あります。

議案第43号の[]は、現在、農業委員会委員を務めております。

本町の認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議題第44号の[]は、現在農業委員会委員を務めております。

また平成23年7月から、農業委員会委員を2期、平成29年7月から農地利用最適化推進委員を1期の経験を有し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第45号の[]は、現在、農業委員会委員を務めております。

また、女性農業者の地位確立を推進し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第46号の[]は、現在、農業委員会委員を務めております。

本町の認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから、引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第47号の[]は、現在農業委員会委員を務めております。

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものとして引き続き農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第48号の[]は、松島町職員在職中に、農業行政に関わり、現在は、農業の傍ら、タケノコ加工販売、タケノコ工房吉左衛門の代表として、里山整備や地域の活性化に取り組むなど、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

議案第49号の[]は、仙台農業協同組合青年部松島支部長や認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有していることから、農業委員会の職務を適切に行うことが期待できる方であります。

以上の8名を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案第42号から議案第49号までの説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

日程第23、議案第42号から日程第30、議案第49号までは質疑についても、一括して行いたいと思いますが、このことについてご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

質疑に入ります。質疑ございますか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。

8名のところに10名の方が応募なさったそうなんですけれども、このたび採用されなかった2名の方の年齢を教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁をお願いします。2名の年齢を教えてくださいということです。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えをいたします。

1人が男性の方で57歳、1人が女性の方で46歳になります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 少し長くなるんですけども、お話しさせてください。

○議長（色川晴夫君） どうぞ。

○11番（小澤陽子君） 質問じゃないと駄目ですか。

○議長（色川晴夫君） できたら質問です。

○11番（小澤陽子君） 分かりました。では、取り下げます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案についての協議を行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。議員の皆さんは、議員控室に移動をお願いします。よろしくお願ひします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

次に、議案第46号を採決します。

議案第46号につきましては、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号を採決します。

議案第47号につきましては同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号を採決します。

議案第48号については同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、議案第49号を採決します。

議案第49号については同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

日程第31 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第31、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

今回は、しばらくぶりのトップバッターということで、今さらながら緊張をしております。この後、質問される方々によりトスが上げられるよう一生懸命質問してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず初めに、スマホを利用した詐欺等犯罪に注意と題して質問をいたします。

スマホの所有率は、NTTドコモのモバイル社会研究所によると、年代別で、60代が92%、70代が76%となっています。また、違う調査では、中学生の所有率が86%となっております。年代問わずスマホを持つことが一般的になっています。デジタル化がもたらす技術革新は、人々に大きな恩恵を与えるものであり、スマホの所有率100%を目指す自治体もあります。

しかし、理解していなければ、正しく理解していなければ、詐欺等を犯罪に狙われる隙間を見せることになることなのでしょう。

そこで、町民がデジタルを介した詐欺等犯罪に遭わないための本町の取組について伺います。

本町でも、スマホの講習に力を入れていますが、初めてスマホを使うようになった方などに対して、詐欺等犯罪に遭わないための本町の取組について、どのようなことを行っていますか、デジタル詐欺の相談窓口の開設や取次ぎ業務ができないもののでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 桜井議員のスマホを利用した詐欺等の犯罪等についての答弁に入りたいというふうに思います。

この20年度で携帯電話の性能は急速に発展してきたと感じております。スマートフォンの2010年頃から急速に普及してきた印象があり、その性能はパソコン等と同等、もしくは、手軽に持ち歩けることを考えれば、それ以上かもしれません。新たな技術が普及することで、私たちの生活は便利で快適になる一方、これがスマートフォンなど関連した消費者トラブルが発生しております。

詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 相談窓口の開設につきましては、産業観光課に消費生活相談窓口を設置しております。その中で、インターネットに関する消費者トラブルの相談も行っております。

また、取次ぎ業務なんですけれども、ワンクリック詐欺など巧妙な手口で多額の金額の支払いを求められることがあります。悪質な業者から脅かされて不安になったような場合については、警察のほうにまずはご相談するよう促しておる状態でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） このモバイル社会研究所が、スマホの所有年数というふうなのも調査したところ、70代の所有歴が2年未満の人が17%で、60代の方が7%ということになっておりまして、ここ一、二年でスマホに乗り換えたシニアの方が大変多くなっているというふうな調査結果が出ております。

そこで、長い間スマホを使っている方ならば、どういうふうな対処方法をすればいいかというふうなのを熟知していると思うんですが、覚えてたであれば、ちょっとしたことで大変戸惑ってしまうことがあるのではないかとということで、質問をさせていただいております。

先ほど警察と重大詐欺案件につきましては、そういうふうなことでやっているというふうなことはありますけれども、やはりちょっとした家族に相談できないようなこととかというふうなのが多分あるのかなあと考えております。身の覚えのない請求書が、やはり来てどきつとしたというふうな経験、皆さん持っているのではないのかなと思います。

例えば、頼んでいなのに宅急便の配達知らせが来ていたりとか、いかがわしいサイトから登録料というふうな形で請求書が回ってきたり、また、SNSなどに外国人から友達登録してくれませんかというような要請が来たり、やはり相手の顔が見えないだけに、不安だというふうなことがあるのかなと思います。そして、年配の人ならばなおさらそういうふうな不安が募るのではないかなあと考えております。どう対処していいのかさっぱり分からない、パニック状態に陥るといふようなことがあるかもしれません。いつもなら冷静に対処している方でも、初めてスマホを持った、そういうふうな方ですと、本当にパニック状態になって、そこで間違っ操作をしてしまった、承認を押してしまったというふうなことが起こるのではないのかな、そしてそういうふうな隙間を見せる行為というふうなのを発生させることにはつながるのではないかなと思っています。重大案件ならず、何となく心の隙間に入ってくる事案というふうなものもあるのかなと考えております。

匿名で、そういうふうなものが相談できるならば、なおさらいいのかなあと考えております。ぜひ、そういうふうな方々に対しても被害を防ぐために、そういうふうな取次ぎ場所ですね、そういうふうなのを、分かっていたら対処も可能かと思っておりますので、ぜひとも広報ですとか、

テレビ回覧版ですかね、そういうふうなものを対応しながら、こういうところに連絡してくださいとか、役場に相談してください、匿名で構いません、電話で構いませんというふうなことがあれば、なおさらいいのかなあと思うんですが、そういうふうな啓発に努めてもらうことはできないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員からの取次ぎ場所等の相談についての再質問については、後ほど課長から答弁させますけれども、今週月曜日に、仙台に前総理の菅さんがおいでになりました、約30分ぐらいお話しされて、菅さんの話の中で、どちらかという総理大臣のときの功績になるんだろうと思いますけれども、携帯電話の価格の料金の値下げをやったということでありました。今、大手3社が大体競っているようでございますけれども、それによっていろいろな諸物価、値上がり高騰している中で、携帯だけだと、もう安くなっているのはというお話が、前総理からございましたけれども、そういったこともあって、先ほど議員から、年代別の普及率もございましたけれども、これからのAIの時代を迎える中であって、高齢者の方も、当然子供たちもそうなのでありますけれども、それ以上に高齢者の方々も、スマートフォンの普及については、ますますパーセントが上がっていくだろうという、そういうお話がされておりましたので、これらについてのやっぱり今、議員が心配されることは、逆に裏を返せばそういったことが出てくるということかと思っておりますので、いろいろ私の立場からも検討していきたいというふうに思います。

先ほどの質問は課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これまでの消費生活相談窓口というのと、例えばもういわゆるオレオレ詐欺とか、あるいは特殊詐欺ということで、いわゆるその還付金詐欺というか、保険料の還付についてっていうのが実際、電話なりがかかってきて、被害に遭いそうになったというようなケースがほとんどだったんですけれども、昨年1件、前段でもお話ししたワンクリック詐欺というのが、早速発生いたしまして、詳しくはちょっと申し上げませんが、18歳以上ですかというような、ボタンをクリックしたら、登録完了になりました。例えば何日以内に何万円払わないと法的な手段に移りますよというようなメールが入ったという事案だったんですけれども、そういった相談に来た際は、基本的なものとしては不審なサイトは閲覧しないでください、それから有料サイトに登録する意思がない状態で、クリックした場合には契約は成立しませんので、支払い義務については発生しませんよということで、懇切

丁寧にゆっくりとお客様のほうには私どものほうからの説明をさせていただいている状態です。

なお、今後もこういうような事案が発生することが考えられますので、例えば広報とか、ホームページとか、あとは若い人だってそれこそだまされるんで、その成人式なりの際に、リーフレットなりを配布したりして、1回だけではこういった説明はなかなか広まらないんで、長くじっくりと、こういった周知をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともよろしく願いいたします。

本当に、ちょっとしたことというふうに言ってはいけないのかもしれませんが、ワンクリックでそういうふうなことに引っかかるというふうなもの、何か増えているみたいですので、分からない人であればなおさらですので、そういうふうな働きかけというふうなのをぜひともやってください。

それで、できればなかなか申しづらい部分というふうなものもあるかと思いますが、そういうふうなのは、全然家族にも全然分からない状態でできますよというふうな何かあったら相談してくださいみたいな感じで対応できることを広めていただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

詐欺じゃなくても、本当は随時、契約時に分からないまま、オプション契約というふうなのをさせられてしまって、一時期こう値段が下がりますよというふうになっているものの使わない契約とかというふうなのが続けてお金を請求されているというふうな事案というふうなものもあります。結局は、電話しか使わないのに、いろいろなオプション設定をさせられたですとか、あとは今は使っていないけども、サブスクリプション、サブスクと略されているんですけども、そういうふうなのに登録してしまった、登録するのは簡単なんだけれども、なかなか解約するのが難しい事案というふうなものがあるみたいです。どんどん物価が上昇している中で、そういうふうなのを切り詰めていきたいというふうな思いというふうなのが強いと思います。消費者相談の観点から、そういう人に対しても解約の仕方等を教えてもらえるようなブースがあればいいのかなと、イベント時に、そういうふうなことにブースをつくっていただいて、解約というふうなことを相談に乗ってもらえるような場所というふうなものをつくってもらえないかなと思うんですが、そういうふうな場所というふうなのは考えられないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） コロナが5類になりまして、大変イベントも開きやすくなりまして、多くの観光客等が訪れる機会が最近多々あるんですけども、私どももそのイベントに夢中になって、そういったそのコーナーまではちょっと具体的に考えたことはないんですけども、場合によってはその電話会社さんなんかというのはなかなか難しいんでしょうけれども、そういう知識のある団体さんなりに声をかけてみるのも1つなのかなあとはい思いますけれども、その辺はちょっと、近隣にもお話を伺いながら、やれるのであればちょっと検討はしたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そこで、今出てきたのが人材がないというふうなのが多分ネックになってくるのかなというふうなことだと思うんです。

それで、デジタル庁では、デジタル大臣が任命するデジタル推進委員というのを募集しているそうです。それで、全国に2万5,000人いると言われています。ですから、本町でもデジタル推進委員を奨励して、デジタルの全般の相談事に対応してもらえるような体制が取れるのではないかなあと考えております。ぜひともそういうふうなデジタル推進委員を町としても推奨していくというふうなことも大切かと思うんですが、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この間、ある国会議員のほうから電話があって、ぜひこれからは高齢者の方もスマホを使って防災とか、そういった方向にいろいろ活用してほしいんだと。いつまでもいつまでも高齢者の方は分からないということじゃないので、そういったところにそういった何らかの指導する、教えるというか、そういったものがあれば今後普及活動をさせていきたいというような話を与党系の参議院議員さんが言っていましたんで、つい1か月ぐらい前の話でございますから、そのときは、松島だけじゃなくて、県内の各自治体の首長さんの中で、ぜひそういったことも今後検討してみてくれないかということがございました。

ちょっと思い出しながら言っているんで、ちょっと食い違ったら申し訳ないですが、多分6月議会のほうに予算とか何か書かれているんだろうと思います。そういったことも踏まえて今後、地方にどれだけのものが来ているのか、学校のタブレットなんかはICT支援員というのがあって、かなり町のほうでは、それで助かったということも現実ございますのでね、

そういったことも考えて町としてもこうそういうチャンスがあれば、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 町長の言っていることもただ1つの方法だと思いますし、多分、デジタル推進委員というのは、ボランティアで推奨されているものなので、またちょっと違う形なのかもしれませんので、いろいろそこら辺、調査研究していただいて、そういうふうなのを広めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

こういったキャンペーン、先ほども課長のほうから言われましたけれども、一過性のもではなく、ある程度一定の期間をしないといけないのではないのかなと思っております。一定の期間、スマホの被害に遭わないようなキャンペーンをしてはどうかというふうな次の質問だったんですけれども、その答えというものはあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業課長。

○産業課長（太田 雄君） 答弁は用意しておきましたので、ちょっとさせていただきたいといます。

スマホ被害防止に係るキャンペーンの実施については、町のホームページとか、広報で被害に巻き込まれないよう、先ほども申し上げましたけれども、定期的に長く注意喚起を行っていきたいと考えております。身に覚えのないメールなどを受け取った際には、受け取った方は不安になるかと思しますので、自分で判断することなく、ご家族や町の相談窓口までご相談させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） こういったキャンペーンやることで今までもしかしたら自分が詐欺にかかっていたかもしれないなど、こう思い出す方もいるのではないのかなと思っております。

ですから、やはり長期的に続けて名前を出していくというふうなことが必要なのかなと思っております。これまたちょっと違った詐欺なんですけれども、アプリの開発に投資すると、毎月、1口数万円の電子マネーがもらえるというふうな何か詐欺があったみたいで、電子マネーを使える場所がないと、それでいて電子マネーになりますので、どんどん儲かりますよというような詐欺があったそうです。デジタルという言葉を使った本当にアナログな詐欺なのかもしれませんけれども、そういうふうな詐欺もあるんだよというふうなことを、いろいろな角度から広報していただければいいのかなと思っております。分からないままだと世の

中には常識的にそういうふうになっているんだなあと思込んでしまうしまいがちなところがあります。デジタルという言葉を出した途端、最先端でこれからどんどん儲かっていくんではないかなと勘違いする人もいるかもしれません。そういう人たちに対して、待てよ、一旦落ちついて考えてみようという誰かに相談してみようというような機会をぜひつくっていただければと思います。行政としても大きな社会問題という認識を持ってもらい、詐欺に遭わないように、特にシルバー世代の町民に対して、継続的に啓発をしていただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次の小・中学生やその保護者に対しての取組についてはどうかということに質問を移らせていただきます。

SNSを介したいじめや犯罪の予防の取組について、どういうふうになっているかお聞かせください。よろしくをお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員質問の教育関連に関しましては、教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 児童生徒のスマホの所持率ですが、中学校では約8割、小学校の高学年では約5割というような状況となっております、それに合わせて、町では、国のGIGAスクール構想、こちらに合わせまして、1人1台端末のタブレットを整備しているというような今状況となっております。このような状況の中で、スマホに限らず情報機器を使用したいじめや犯罪予防については、全ての学校において、普段の授業や長期休暇前の学級活動で取り上げて、注意喚起を行ってございまして、外部講師を招いた安全教室等も実施しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 学校では本当にタブレットが導入されて、子供たちが大人よりもデジタルに詳しいというような家庭も多いのかと思っております。スマホやタブレット、パソコンなどがあれば、自宅にいながらいろんな情報を取得し、世界各地の人たちとつながることができます。世の中の全てが善意的であればいいのですけれども、悪意を持って、偽の情報を流したり、だます目的で近づいてきたりすることができる環境にあるということ、ぜひとも子供たちに、そして保護者の方に知ってもらう必要があると思っております。

以前、松島町で、保護者に対してはデジタルとの上手な付き合い方についての講座を行った

みたいですが、そのときなかなか人が集まらなかったというふうなのをちょっと聞いております。

また、先日、総務経済常任委員会で泉佐野市へ視察に行ったとき、その中の資料で「子供の健全な育成のために」と題して、デジタルメンタルヘルスの課題に取り組んでいらっしゃる先生のご講演があったみたいなんです、そのとき、来場されたのが僅か7名というふうなことで、大変保護者の関心が低かったのではないのかなあ、こういうふうなのが全国的な傾向なのかなと私は思っております。保護者がネットに弱いからでは済まされない、子供たちと一緒にあって、こんな怖いことがネットの中では潜んでいるんだよ。だから注意しましょうと、一緒に考えてもらうということをしていかなければならないと思っております。子供たちを守るために、保護者の方々に積極的に情報提供を行うことは必要かと考えておりますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 今回、特に中学校におきましては、4月15日に、授業参観があったんですが、その場におきまして、生徒全員と授業参観に来た保護者、それから教師と合わせてインターネットの安全利用教室ということで開催させていただきまして、そちらには、約、保護者の方80名程度出席されているということです。このような皆さんが集まる機会を捉えながら、保護者のほうにも周知、啓発のほうは行っていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今までですと、松島みたいなんびりしたところではなかなか犯罪が起りにくいというふうなことで、都会で起きていることというふうなので何か思ってしまうがちなところがありますけれども、ネットの世界では、都会も田舎も関係なく接続できます。都会の子供も田舎の子供もネット上では危険にさらされているというふうなのは変わりありません。子供をターゲットにした犯罪は大人の分からないところで進行していることがあります。子供になりすまして巧妙な手段で襲っていくというふうなことも考えられます。

チェコのドキュメンタリー映画「SNS少女たちの10日間」というのを見たんですけども、なかなかこう衝撃的な内容で、こういうふうなドキュメンタリー映画というふうなのが、もう実際、それはチェコの話ですけども、日本でも行われていないという保証は本当にありません。こういったドキュメンタリー映画なども活用しながら、少しでも多くの保護者の方に関心を持ってもらえるように、さらに努力していただければなあと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、知らないうちに自分が加害者になることがあり得るといふことの啓発の取組状況については、どういふふうになっているかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 加害者になることへの啓発につきましては、何気ない書き込みが名誉毀損や、プライバシーの侵害につながるおそれがあることを先ほど申し上げましたいじめや犯罪予防の安全教室に併せて、各学校において周知に取り組んでいるところでございます。こちらの安全教室には、塩釜警察署の生活安全課の職員の方に来ていただきまして、お話をいただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） こういうふうなのは皆さん、もうご存じのことかと思うんですけども、やはり改めてそういうふうなことを取り上げていただきまして、ぜひ啓発に努めていただければと思います。保護者も一緒にそういうふうなことを考えることで、保護者自身がそういうふうな行為を行っているというふうなことも考えられますので、ぜひともそういうふうな考える場所をぜひ持っていただけますよう、周知のほうをお願いしていただきたいと思っております。

次に、この頃すごく話題になっておりますC h a t G P T等の学校での取扱いはどのようにするのかというふうなことです。どのような考えを持って当たられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 学校現場におけるC h a t G P Tにつきましては、今、メリットやデメリットということが色々言われておりまして、文部科学省のほうにおいても、専門家会議を踏まえまして、夏頃までにガイドラインを作成するというようになっております。町としましてもそちらを確認しながら、今後検討してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当にC h a t G P Tは、昨年末ぐらいからですかね、ちょっと現れて、すごくいい速度で普及しているというふうなのがあります。いろいろな雑誌で紹介され、そしてその使い方についても、いろいろな雑誌に載っているというのが現状であります。デジタルに興味を持った人だったら、使ったことがあるのではないのかな、子供たちはなおさ

らそういうふうなのに興味があれば、ちょっと使ってみたい、使おうというふうなことでなっているのかなと、使うなどと言っても、もう止められない状況にあるのではないのかなと思っております。C h a t G P Tで書いた論文を見抜けるかというふうな実験を行ったところ、やはり見抜けなかったというふうな実験結果が出ているようです。近い将来、C h a t G P Tは、今、電卓をみんな使うように使うようなツールになるのではないかなと思っておりますが、ただ、C h a t G P Tは今のところまだ発展途上であり、時として間違いが多いというふうなことであります。そして、万能な機能では決してないというふうなことであります。そこら辺をやはり子供たちにしっかりと理解してもらい、使うことを禁止するのではなく、自分が書いた文章とC h a t G P Tが書いた文章では、どこがどういうふうに違うのか、どんなときに使えばよいのか、一緒に考える時間を設けていただければなと思っております。

頭ごなしに禁止しろ、禁止して、みんな考えろというふうなのでは、考えることは苦しいことだと思うかもしれません。C h a t G P Tという一例を使って考える楽しさを教えるというふうなことは大切な指導ではないかと思いますが、そこら辺、どう考えているかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） C h a t G P Tについてご質問あるので私のほうからお答えしたいと思いますが、小学校、中学校には、学習指導要領というのがございます。その中で学ばなくちゃならないのが、知識、技能、判断力、表現力、思考力と、いろいろな何とか力というのは、ある日突然つくわけではありませんので、例えば思考力なんかは、あまり表現よくないかもしれませんが、川原に行って、小さい石を積み上げるようにして、最後、思考力がつくわけでございます。それをC h a t G P Tで補うということは、一番大切な時期にやらなくちゃならないのを失うような気がいたします。それで先ほど課長もお話ししたように、文科省のほうで指針が出ますので、それを受けて文科省はどのような考えをしているのかというのを踏まえながら、櫻井議員がおっしゃるように、すぐ削除するのではなくて、子供にとって一番いい方法、あるいは先生にとって一番いい方法、そういうのを検討していきたいと思っております。

これから読書感想文なんか、C h a t G P Tで出たらもう完全にお手上げです。誰が書いたんだか分かんなくなると、それから自分の意見というのはどこにあるのかも分からなくなると、もうちょっと話させていただくと、今の世界、時代というのは仮想現実とリアルな世界のはざまに私たちは生きています。仮想現実というと、ゲームとかで戦車とかいろいろも

う壊したり、人とか鉄砲で撃ったりしても生き返ります。ところが、欧米のほうでは、戦車とかで本当にリアルに死んでいます。そのはざまの中に子供たちが生きているわけですから、どう判断するのかといったときに、やっぱり自分の考えで正しく判断していかなきゃなんないんじゃないかなと。C h a t G P Tではどう考えんだかって、その考えに沿っていこうなんていうのは、何か本末転倒になる。そこまで行くと、C h a t G P Tは果たして有効性あるのかなと思うんですけれども、今、与えられた、ちょっと話がちょっと飛んでしまったんですけれども、学習指導要領に沿って思考力、判断力、そういうような、何とか力というのを子供の発達段階に合わせて培っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当に、先ほど読書感想文なんか分からないというふうなのがあると思うんですけれども、本当に桃太郎の感想文を書いてっていうふうにすると本当に見事にそのような感想文というふうのができます。それで、小学校3年生が書いたようにとか、中学校生が書いたようにとすると、またそれに合わせたものが書かれるというふうな形で、本当に誰が書いたか分からないというふうな状態にあります。

ですから、隠れてC h a t G P Tをするというふうなことはかえっていけないのかなと。それよりも大っぴらにC h a t G P Tはこうなるけれども、こういうふうなところが間違いあるよね、だから一緒に使い方をちゃんと考えていこうね、こういうときに使ったってばれるよっていうふうな例を見せながら、そういうふうな指導もしていくことが大切なことなのかなあというふうに思っております。駄目だ駄目だ、使うな使うなと言えば、陰のほうで使うというふうなのがどうしても出てきてしまうと思いますので、そこら辺も含めて指導していただければと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

デジタルは大変便利なものですが、しかしある程度知識を持って接していけないものだと思います。分からないから使わないでは済まされない世の中になっていくのではないのでしょうか。そういったことにならないように、行政で、または住民と一緒にデジタルを苦手をしている方々に対して、フォローをしていく体制づくりが望まれると感じております。誰一人残すことのないデジタル社会の実現に向けてさらに努力していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 2問目ですか、この次。

櫻井議員に申し上げます。ここで休憩に入りたいと思っておりますけれども。

それでは、休憩に入ります。再開は14時20分です。14時20分再開といたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

櫻井 靖議員、質問願います。

○3番（櫻井 靖君） それでは、引き続き質問のほうさせていただきたいと思います。

第2問目です。熱中症予防シェルターの設置をです。

5月の半ば、既に気温が30度を超える日がありました。このままでは、今年の夏も猛暑が予想されます。また、世界的エネルギー不足の影響で、電力の値段が6月より大幅に値上げされることから、暑くてもエアコンの使用を控える、我慢するといったことが推測されます。令和5年度予算で集会施設等にエアコンが設置されることになったことから、エアコンを設置している集会施設、文教施設等を一時的熱中症予防シェルターとして、町民に開放してはどうかと考えますが、本町としての見解を伺います。

令和5年度一般会計予算で出された集会施設と、エアコン設置の進捗状況について、どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 集会施設のエアコン設置工事の進捗状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 集会施設のエアコン設置工事につきましては全部で6か所予定をしております。6月中に発注し、7月上旬の入札執行となっております。請負業者の決定後は早期の設置に向け準備が整った施設から順次施工していくことになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 順調に進んでいると言っていいのかどうかなんですけれども、できれば、なるべく早めに設置が進むようにぜひともお願いしたいと思います。やっぱり夏は待ってられませんので、多分暑い夏が7月中旬からは続くのかなと思いますのでぜひとも早めに設置というふうなことをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

夏の猛暑は災害であるという認識を持ち、酷暑が予想されている日だけでも、テレビ回覧板などで迅速に通知できる体制も整っていることから、集会施設、文教施設等を一時的に熱中症予防シェルターとして、町民に開放はできないものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁は。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 熱中症につきましては、梅雨の合間の突然気温が上昇した日や、湿度の高い蒸し暑い日が発生する6月頃から救急搬送が多くなる傾向にあります。熱中症対策としては、昼夜を問わずエアコン等の冷暖房機器を使用することが推奨されておりますけれども、内閣府の消費動向調査によりますと、2人以上の世帯のエアコンの普及率は91.5%とのことであり、エアコンを設置していない世帯が1割程度存在している現状と伺っております。未設置の世帯に対する対応としては、特に気温の高い日中において涼を取る場所を確保することが重要であると感じており、その対策の1つとして、避難施設などを一時的にとりいお話かと思っておりますので、熱中症予防シェルターとしては開放することは考えられますが、多くの施設は管理人が常駐していない施設でありますので、開放する場合は、文化観光交流会や石田沢防災センターのように、まずは管理員が常駐している施設において実施していきたいと、このように考えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 昨日なんかも結構暑い状況で、エアコンそろそろかけたいなと思っている家庭が多くなっているのかなあと感じております。先ほど町長が2人以上で、エアコン設置されているところが90%以上というふうなことがありましたけれども、6月1日から大幅に電気料金が上がったということで、節約節約というふうに考える方というふうなものも多くなるのかなあとちょっと感じております。そして1人で生活している時間というふうなのは、なるだけ1人だからエアコン我慢しようというふうな人が多いのかなと、特に高齢者の方々はそういうふうな傾向が強いのではないのかなあと感じております。そういう方がやはり室内で熱中症にかかってしまうんじゃないかなと、本当に心配するところでございます。

今年4月に、極端な高温時に熱中症になる重大な健康被害が生じることを防ぐために、特別警戒情報の創設を柱とした改正気候変動適用法が国会で可決されたというふうなことを耳にいたしました。そこで、2024年からの運用開始ということではありますけれども、市町村長が冷房設備を有する図書館やショッピングセンターなどをクーリングシェルターとして指定できるというふうになったというふうな情報があります。ぜひとも、本町としても、先ほど

文化観光交流課、石田沢防災センターがそういうふうなことで使えるというふうなことはありますけど、もう少し広く施設で使えるようにできないのかなと思っております。できればそういうふうな集会施設、エアコン設置を今回するというふうなことになりましたので、ぜひともそういうふうなことも考えていただければなと思っております。

人的配置管理ができないというふうなことはあるとは思いますが、できればそういう言葉は使わないでいただければ、なおさらいいのかなと、やはり必要であればしなければならぬ地域性もいろいろあると思いますが、やはり区長さんなどと、ぜひとも相談をして、協力をし合いながら、ぜひ、そういうふうな集会施設というふうな部分でも開放すると、そして開放したところには、ある程度の補助なりなんなりというふうな形でちょっとやっていただければなと思います。先ほどの議案の中に、少し行政区エネルギー価格高騰対策支援事業というふうなことも含まれておりますので、そこら辺も含めた形で、何らかの形で区長さんと話し合いを行っていただければなと思うんですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この頃何て言うんですかね、こういう気象情報というのは、大変細かくまた正確に報道されるようになってきて、今日に至って、今日が急に熱中症の危険があるというような予報じゃなくて、前もって我々、また多くの方々が、そういう知る機会が多くなっていると思うんですね。そういう危険な熱中症がこうだよというときには、最悪の場合はもしかすると防災無線使うかもしれないし、そのぐらいの気持ちでおります。

ただ、まずは、今常時管理人がいるところに、ちょっと自分の健康考えながら、少し長時間そこでちょっとゆっくり本でも読んで、体を、昔の言葉で言うと涼んでほしいというかな、そういうふうな感じで、気軽に行ってほしいというのが、今挙げたところであるし、また避難所なんかもあるかと思えますし、それから今エアコン等がついている集会施設はもう18か所ぐらいになるかもしれませんが、そういったことについては、今後区長さんとの調整も入ってくるかと思えます。補正予算で上げている先ほどの行政区等への支援については、また、それはそれで各行政区で使い勝手のいいお金にある程度していきたいという考えもありますので、これが電気代だというふうに言っちゃうと、また、区でもいろいろ苦慮するかと思えますので、そこはまた別の考え方でいきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 区の電気代というふうなことじゃなくて、使い勝手のいいように使って

いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今まではコロナというふうなことで、集会施設にみんなが集まるというふうなこともできませんでしたし、エアコンというふうな部分で設置されていない箇所というふうなものもありました。そして何より、先ほど町長が言われましたとおり、どうやってそういうふうなことを周知するかというふうなことに关しまして、テレビ回覧板というふうなのができるまで、迅速にそういうふうなことを町民に伝えるというふうなことができるようになりました。こういうふうないろいろな条件が整って、やはり組み合せて、行政サービスを展開していくというふうなのが大変なことではないのかなと思っております。

我が町で健康被害に及ぶというような情報が入った場合には、テレビ回覧板を通して、また、SNSを通して先ほど放送でもというふうなことを町長が言っていたので、そういうふうなことで広報していただき、町民がそれをチェックしていて、自分が必要な場合は避難ができるというふうな体制を取ってもらう、それがもしかすると避難訓練になるのかなあというふうなことになるのではないかなと思っております。テレビ回覧板を見て、そして、情報を知って、避難行動につなげていく一連の動作は本当に避難訓練そのものではないかなと思っております。ぜひとも、そういうふうな機会をつくっていただいて、一日でも二日でもこの夏実施していただければ、そういうふうな避難訓練の効果も上がると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナ感染予防で町民が交流する機会が長い間失われてまいりました。熱中症予防シェルターに集まる機会を利用して、健康講座や防犯講座などを開いたり、高齢者と子供が交流できる場はつくれないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、今の質問の前に、この頃、昨日もテレビでいろいろ熱中症の話題等がありましたし、その前からいろいろな全国的な話題で、熱中症の問題を取り上げております。そういったニュースも流れております。そういったことで総務課長とか危機管理監と様々な面で、町がもし開放する場合どうしようかということで打合せをしておりますので、現段階の考え方は再度総務課長から答弁させます。その後にもた次の質問に。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まずやっぱり情報発信する上で、基準がちょっと必要にやっぱりなるのかなと、風水害と違って風水害の場合であればね、警報とかというのが発令されたりとかってというのがありますがけれども、やっぱり熱中症の場合にも、熱中症の危険性が高まると、

警戒アラートというのを気象庁と環境省とかが連携をして発表すると、令和4年、宮城県には発表されていませんけれども、暑さの気温ですとか、あとは湿度、あとはいろいろなアスファルト舗装からの熱とかの、そういった輻射熱を組合せたある一定の基準をつくっていて、それがちょっと危険が高まれば、テレビの天気予報でもそういった警戒アラートを都道府県単位で発表するというふうになっているようです。

ですから、そういったものが出た際には、今LINEとかツイッターとか登録している方には、気象情報としてそういった警戒が出た際には、自動で送信されるようになりますし、またそれ以外では先ほど議員が何度かおっしゃっていたテレビ回覧板のほうに、こちらで情報を入れて、情報を誰でも見れるような状態に体制を整えるということです。

その際に、先ほど町長も言いましたけれども、文化観光交流館ですとか、例えば当保健福祉センターですとか、あとは勤労青少年ホームなんかで、ぜひ活用してくださいってというような趣旨の文言をテレビ伝言板のほうにも記載をして、情報を伝えていきたいなというふうに思っております。先ほどから何度か出ている集会所、要は地域の避難施設レベルのものについては、指定管理者と町という関係とか、いろいろな課題もありますので、そこは今後、地区とも機会をつくって、協議してどんな体制を今後整えていったらいいのかなというのは、今後いろいろ検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、車で避難するというふうな状態じゃなく、歩いて避難できる場所というふうなのはやはり必要ではあると思ひまして、そこら辺、十分区の事情もいろいろあると思ひますので、そこら辺は話し合っただければと思ひます。それからどんな文教施設等が使えるもんなのか、あらかじめそういうふうなのは、皆さんに周知していたほうがいいのかと思ひますので、そういうふうな方法も重ねていただければと思ひますのでそこら辺、よろしくお願ひいたします。

それでは、もしよろしければ。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません、周知はさせていただきますが、ただ、1点決して勘違いをしていけないと思ひているのが、やっぱり基本はそういったアラートが出たときには、水分をきちんと取って、エアコンを自宅で整備されている方はエアコンをきちっとつけて涼んでくださいというのが、環境省、気象庁、それからあと厚生労働省の熱中症にならないた

めのポイントとして言っておりますので、原則は、なるべく外には出ないようにということです。その基本をまず守っていただいた上で、どうしてもそういかなければならないような状況のときにということでちょっと理解していただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） いろいろ話しすると話したくなることが出てくるので、あれなんですけれども、本当に物価高であったりとか、電気代が上がったりとかというふうなことで、幾らでも節約したい、我慢できるんだったら我慢したいっていうようなこともあると思いますので、そこら辺も含めてちょっと考えていただければ、なおさらいいかなと思っております。ちょっとそれはできないと言え、できないことかもしれませんけれども、ちょっとそこら辺はお含みおき願えれば、あたたかい町政というふうなことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、その質問の続きでお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私もあんまり答弁すると、自分で墓穴を掘るようであれなんです。ただ、先ほど今日補正予算で5,000円1家庭というお話もありましたけれども、5,000円の額がいいか悪いかは別として、考えたときには、今年の多分夏は暑いんだろうと、だから電気代のほうに少しでも回せるように5,000円が足りないかもしれないけれども、一助になってもらえればなということで組ませていただきましたので、よろしく願い申し上げます。

それからあともう一つは、これは自分もしかしたらなるかもしれませんけれども、自分が自分で熱中症だかどうか分からない人がいると、これが一番困るんだと思うんですね。そこに2人とか何かで住んでいる場合は、どちらかが気づいてくれればということがあるんだけれども、一人住まいの場合は、またいろいろ課題があるのかなあとということで、それはそれとして今後、いろいろ担当のほうともいろいろ考えていきたいというふうに思います。

それから熱中症の予防については、先ほどから総務課長がいろいろお話ししておりますし、昨日テレビ見ていたら、まずはやっぱりこの水分を取る、これが大体70%以上のあれだそう。その次にエアコンをつける、外出を控える、もう一つ、マスクを外すだそう。この4点が昨日、話題としてのもってございましたけれども、町民向けの健康講座や防犯講座を開くことについては、人が集まり、交流する機会の提供とともに、健康や防犯意識の高揚を図る意味でも重要なことであると思いますが、熱中症予防シェルターとして開放する場合は、気温や湿度が高く、外出を控えることが求められている状況下でありますので、まずは自宅

にエアコン等の冷房機器がなく、やむを得ず来た方の熱中症予防の場として開放のみとし、各講座については別の機会に開催することが望ましいと考えている次第であります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 先ほど、文教施設というふうな形でちょっとお話が出たので、そういうところでしたらば、随時開放をできるのではないのかなと思っております。ですから、そういうふうなところは熱中症シェルターというふうなことではないにしても、夏休み期間中、そういうふうなことで設定させていただきますというふうな広報の仕方もあるのかなあと思っております。そういう場合でしたら、こういう講座とか、何かができるのではないかと、講座、交流というのができるのではないのかなと、あらかじめ用意しとかないと、なかなかそういうこともできませんので、その日がたまたま気温が低かった、だから中止したっていうふうにはなかなかならないと思いますので、夏休み期間中で、そういう講座ということを含めて、また、暑さ対策に気をつけましょうというふうなことができればなおさらいいのかなと思っております。

コロナ前、いろいろな活動をしておりましたけれども、今度、新たにそういうふうな機会をつくるというふうな気持ちで事業を展開してはどうなのかなと思っております。また、人が集まる場所というものをつくれれば、孤独にならないように働きかけるというふうなこともあると思います。先ほど本当に町長がいいことを言いました。自分で熱中症になるかどうか分からないというふうな状況が生まれる、そういうふうな場所をつくらないためにも、人がちょっと集って、心配だったらば、何人かでそういうふうな集える場所というふうなのが、やはり夏の暑い時間あればいいのかなと私は思っております。

ですから、そういうふうな健康増進につながり、元気な人が多い町である松島を継続させておくために、こういうふうな講座というふうなのを企画してはどうなのかなあ、夏休みの間、何か考えられないかなと思っているんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 健康講座等々先ほどから何回となく言葉が出ておりますので担当課長のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 健康長寿課では、町民の皆様に対する健康的な講座といたしましては、2つ方法がございまして、私たち職員から意図的に健康講座ということを設定さ

せていただく場合と、それから出前講座といいまして、地域の皆様方からこういった内容でお話をしてくださいというようなことで、私たちがご要望に応じて行く場合がございます。今までも出前講座を実施してまいりましたが、今後もそういう事業には積極的に取り組んでいこうと思っております。

ただ、シェルターと申しますか、熱中症予防のために皆様がお集まりいただくなんていうようなちょっと随時的な場合については、お話の中身だけではなくて人的なちょっと準備ができかねる場合もございますので、あらかじめのぜひ出前講座なども、ぜひ積極的に御利用いただければというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） あと、交流についてなんですけれども、子供たちと高齢者が夏休みの期間中交流する場というふうなことで何かできないのかなと思っております。教育的、生涯学習の立場から、何かそういうふうなことが考えられることがあると思うんですけれども、そこら辺、教育委員会として何か考えていることがあればお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 教育委員会といたしましても、昨年からは順次行事とか講座とか再開しているところであります。それで、高齢者というか、大人の方と子供たちとの交流という観点から言いますと、先日、お茶の先生方に協力していただいて、幼稚園児に茶道の体験させたりとか、それから今度、これから考えているんですけれども、ゲートボール協会の方にご協力いただいて、小学校の子供たちにゲートボールさせてみようとか、それから今、教育委員会で大漁唄い込みの伝承というのを、今、考えておりますので、芸術文化協会の方にご協力いただいて、子供たちの踊りのそういう場をつくろうとか、そういう意味で、いろいろ今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） できればそういうふうな場面をもっともっと少し多くしていただいて、各種団体に協力していただきながら、広めていただければなと思っております。一部団体だけではなくいろいろな団体に声をかけて、そういうふうな機会ぜひともいいことだと思いますので、お願いいたします。

コロナ禍でできなかったことができる日常に戻ってまいりました。また新しい仕組みや設備なんかも整ってまいりました。このまま何もやらないというふうなのはもったいない話でござ

ございます。ぜひともいろいろな仕組み、設備等を組合せて、新しい行政サービスを展開してもらえることを願ひまして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

通告の順に従ひまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願ひます。4番櫻井貞子議員。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子でございます。

議長にお許しをいただきましたので、大綱2点についてお尋ねいたします。

先日、5月20日、町内の小学校で一斉に運動会が開催され、長いコロナのトンネルを抜けて、やっと制限なくなり、ご家族の参加もあり、大いににぎわい、私たち町議会議員も運動会に招待され、かわいい子供たちの演技を鑑賞する機会をいただきました。私は、母校の第二小学校で、運動会のプログラムにない伝統の紅白に分かれての応援合戦を新鮮に見させていただきました。「ミッキーのズボンは何色」「赤だ」、そして「ホッキョクグマの色は」「白だ」そして最後に、応援団長の掛け声で、生徒たちがお互いのチームにエールを送る、とても素晴らしい演技を見せていただきました。昭和、平成、令和と味つけされた、そして新鮮な温かいエールの交換を見て、私は思いました。松島の子供たちからお年寄りまで元気で暮らして安心して暮らせるまちづくりに皆様の声を私は届けてまいります。

それでは、1点目に質問させていただきます。

松島町における医療の充実について質問いたします。

令和5年、今現在、当町には住民医療は公的な医療機関はなく、内科、婦人科、産婦人科、歯科、小児科、民間の医院にお願いしており、眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿器科など、専門的な病院には、近隣の塩竈、利府、仙台へ通院しなければなりません。今後、松島町の医療について伺います。

町立医療機関の設立または専門的な受診科の誘致の考えがないのか伺います。

地域医療の確保のため、住民の安心安全な暮らしの確保を図るための事業が必要です。過疎対策事業債や国の補助などを活用した病院の新設、眼科、耳鼻科などの新しいクリニックの誘致をする必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町の医療体制についてのご質問でございますけれども、現在、病院1施設、医科診療所3施設、歯科診療所5施設であります。さらに、松島病院との協定により

まして、休日昼夜間、診療を行っており、町民の方々が安心して受診できる体制とはなっておりません。

櫻井議員のご指摘のとおり、内科、小児科、産婦人科、外科、整形外科、人工透析等の12診療科以外の診療科については、町外の医療機関を利用することとなるため、多くの町民がもっと身近で診療を受けることを望んでいることは、私も聞いて承知しております。

しかし、医師不足や人口減少及び少子高齢化の影響によって、全国的には、公的医療機関が再編、統合され、減少傾向にある中、町が医療機関を新設することは現在のところ予定はしておりません。

今後も、塩釜地区や東松島市等の広域や宮城県塩釜医師会及び町内医療機関における新たな診療科開設等の動向を注視して、引き続き、地域医療にご協力いただくようお願い申し上げていきたいと、このように思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 松島町の長期総合計画の、平成28年度のアンケートによれば、511名の方が、地域医療の充実、そして安心できる地域医療の確保、そしてごめんなさい。医療機会の確保を求めている意見が多いと思います。近隣の医療機関、そして民間の医療に頼るといふ他力本願と言ったらいいか、大変失礼な言い方ですが、そういう意味ではなく、ぜひ小児科じゃない、眼科とか、耳鼻科とか、非常に私の近隣の方も利府に行ったり、非常に次の質問に関わってきますが、交通の部分での利用がなかなかできない方の不都合があります。そういう意味では、松島町内に、誰でもが行ける医療を、医療機関を設置する必要があると思います。

この後期基本計画にも、休日診療については、先ほど町長がお話ししたように、松島病院の協力によりその昼夜に問わず救急医療体制の確保、充実に図っているというふうにおっしゃっていましたが、松島病院そのものも大分老朽化が、大分古くなってなかなかその病院自体、今後どうなるのかなという受診者の心配なんかもあります。そういう意味で、松島町に自分の持っている医療機関がないという部分について、本当にこれでいいのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ここで松島町に1つの病院を造りますと私、言えればいいんですけども、その裏づけたるものがまずないのが1つなんですけれども、それはそれとして、平成28年、確かにこの長期総合計画がスタートしたときに、平成27年度までのアンケート等

で、ちょっと今それを調べてきませんでしたけれども、議員がお話ししたとおりの内容だったんだろうというふうに思います。確かに私が町長になってからも、松島町にない診療で欲しいというふうなお声は聞いておりますし、松島町は当然、高齢化がどんどん進めば進むほど、眼科だったり、それから耳鼻科だったり、そういったところに自分の世代に関わるようになると、そういったところが不足しているので、何とかしてくれないかということのお話が出てくるのかなというふうに思います。

コロナ禍になって、例えば松島病院の先生方と年に1回の懇談、なかなかこの頃設けることはかないませんが、コロナ前については、よく松島病院さんで、例えばこういったものはもう設けられないんですかねというお話などはしたことはございますけれども、1つの診療科を持ってくるということについては、それなりの附帯設備等々で相当な費用がかかるというお話を聞いております。

それから松島病院のお話が今ありましたけれども、松島病院は松島町だけじゃなくて、東松島もできたら休日診療でお世話になりたいということで、松島町と東松島でお願いをして、今現在に至っていると。できれば松島町に関しては塩釜地区の広域の中で医療体制をしっかりとやっていこうということで、今は塩竈の市長が会長でありますけれども、2市3町がそれに歩調を合わせて口腔も含めて今やっているということでもあります。

それから、ちょっと調べてこなかったんで、もし食い違いがあったら失礼なんですけど、町内にも人工透析を行う施設も大分拡張されてきたのもここ数年だと思いますので、透析を受けている方々、町内五、六十人いるようでありますけども、そういった方々もこれまでは、仙台、泉のほうまで行ったり、遠くまで行かれていた方も町内で透析を受けられるということで、そういった身近なところの施設については、大変恩恵は受けているんだろうと、このようには思っております。

ただ、議員が、今すぐこうですが、どうですかと言われたときに、二つ返事で分かりましたということにはいきませんが、婦人科の問題にしても何にしてもこれは例えば白石市がこの病院の問題、いろいろ抱えておりましたけれども、白石市、県南地区で婦人科がないんだという話がありました。あれだけ2市7町だけあるんです、県南というのは、そこで大河原にしか婦人科がない。白石市が、刈田病院に婦人科がなくなると小児医療ができなくなるということで大騒ぎしていたということを今思い出して聞いておりましたけれども、やっぱりそれはそれとして、やっぱりあれだけの地域でもそれなりの子供を産み育てる施設、婦人科がなくて大変だったということで、今大河原で一生懸命拡張するという、それから

刈田病院の今度新しく決まったところで、そういった事業をやっていくっていう話は聞いておりますけれども、我々のお膝元で考えても、やはり2市3町の中でしっかりとした地域医療で、婦人科であれ、先ほど挙げた、全ての科が幸いうちのほうは小児科もしっかり先生方が3か所でやってもらっていますし、そういったことでは本当にありがたいというふうに思っております。

ですから、コロナ禍の中で、何かあったときも、すぐ応援体制を組めるようにしておりますし、また、あの災害があったときに、例えば、透析を行っている医療に関しましては、これは電源、水等々がなくなりますと、大変なことになると。東日本大震災で、あの病院から困った困ったという話を聞いたとき、何でだということ、透析はこういったものを相当使うんだということを改めて知ることができましたけれども、そういった体制も町としてしっかり取っていくと、こういったことについては、町と医療の先生方、病院の先生方とちゃんとタグを組んでやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 宮城県の過疎地域持続的発展方針の中に、特定診療科目に関わる医療確保の対策という部分がありまして、病院及び診療所における医療機会の確保を促進するほか、歯科診療については巡回診療車や巡回診察を充実し、地域住民の疾病治療に努めるというふうにあります。ぜひ当松島においても、医療機関の充実についてぜひとも医師の確保の事業、そして専門医の招聘対策の事業など、過疎債を利用しながら進めるべきではないかと思いますが、もう一度お聞きします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町が過疎に指定されたのが、つい最近でございますけれども、一応、過疎債は令和7年度までというふうに言われておりますので、その中でどうなのかということとはちょっと私も検討はしたことございませんが、ただ、回診の診療等については様々なことが考えられるかと思っておりますので、そういう巡回診療がどうなのかというものを担当のほうでよく精査させていただいて、それがかなって、そのうちのほういない例えば眼科なり、耳鼻科なりが、どちらかの、ただ、これを行う上でも場所とか、いろいろな問題があるかもしれないけれども、そういったことができるのか、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 優先順位の話になれば、全世帯の意識調査の中で、断トツに医療機関の

充実や緊急医療体制の強化という部分については、1番目の住民の意見です。これは町長がご存じだと思います。そういう意味では、やはり医療について、自治体に医療機関を保持しているところでは、病院施設に対して予算を投じて、住民の健康と命を守るために様々な施策を講じております。そういう意味では、松島には保持しておりませんので、改めて医療機関の充実についてご尽力いただきたいというふうに思います。

先日、塩竈へタクシーを利用して通院しているご年配の方のお話を聞きました。片道3,500円ぐらいのタクシー代がかかるそうです。「親戚とか知人に乗せていってもらったらいんじゃないですか」って私、言ったら「ただでは乗せていってもらえません。タクシーを利用します」と伺いました。

この4月、5月に、河北新報に載っております自治体の分析の中で、各多くの自治体では、近隣の病院に通院する交通費の補助が非常に多く出ております。松島町としても物価高、そして医療費の負担の割合の増、そういう意味で住民の生活は本当に厳しい状況にあります。優しい手当てとして、タクシー券の配布など必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） タクシー券については後ほど担当課長から答弁させますけれども、現実、例えば米寿で88歳の方等々回ってお祝いをさせていただいていますけれども、ほとんど行く「町長、タクシー券ありがとうございます」という感謝の言葉は聞きます。タクシー券が足りないということはあまりなかった、直接私に言えないのかどうかは別として、大体、薬を月に1回もらいながら診療を受けるという方が結構松島町内は多いだろうなというふうに思います。月に2回診療に行く、毎週行くという方もいらっしゃるでしょうし、それから1日かけてその診療科目を分けて自分で回ってくる人もいらっしゃるし、それから、友達と声をかけ合って行ってくる、買物もしてくる、そのときに、町営バスを使ったり、帰りは荷物あるからタクシー使ったりという方々がいらっしゃるということは、実際生で聞いておりますので、そういったことについては分かってはおりますが、現状のタクシー券等の取扱い等について、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 通院の交通費の補助という意味とはまた違った外出支援という目的で、町のほうではタクシーの利用券を75歳以上の非課税世帯の方々に、年額6,000円、それから重度の要介護認定世帯の方に1万2,000円分を交付しております。また、重度障害者の方には1万2,000円ということで、ガソリン券またはタクシー利用券を選んでいただくよう

な形で交付させていただいております。

利用状況といたしましては、対象者の方の大体85%の方が申請をされまして、受け取られていて、しかもその中の85%ぐらいを使っているということで、制度があってもあまり望まれない方が15%ほどいらっしゃるということの状況がございます。以前に、なぜその利用しないのか調べたことがありますかということで、議会のほうでもご質問を受けたことがございましたので、お電話などでお聞きしましたところ、町のバスを使っていますということ、それからご自分で運転をされていますという方、それから家族などに運転してもらって、同乗して出かけていますという様々なタクシーを使わない習慣の方もいらっしゃるんだなということで、考えというか実感したことがございました。

町長にはなかなか遠慮があって言えないのかもしれないんですが私のところには、もうちょっとあったらなあなんていう声は聞かれておりまして、使われている方については、もしかしたら基本料金以上の金額をご使用されているのかなという印象がございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 非課税世帯の方に配布していると、外出支援という形で配っているということなんですが、ごめんなさい、75歳以上の方って、町内で何人くらいいらっしゃるんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 75歳以上の世帯の方は約1,600世帯、それで非課税世帯となりますと、そのうち390世帯でございます。令和4年度の。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。非常に優しい手当てをしているんだなということが分かりました。ただ、この物価高騰の非常に生活しづらい中には、非常に町民の課税非課税問わず同じように被害を受けているわけです。住民を区別することなく、ひとしく助成してはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今、年額6,000円助成、補助をさせていただいておりますので、月にすると500円ということで、この500円の根拠は、以前この制度というか事業をつくる際に、1回分の初乗り運賃程度というふうに設定したところですが、現在も初乗りが600円を超えておりまして、ちょっとその現実に合わなくなっているというところは担当課のほうでも承知しておりましたので、今後、外出支援ということが大変大きな課題である町で

もございますので、高齢福祉の全体の事業を見ながら、こういったタクシー利用券の助成について金額の妥当性ですとか、あとは対象者についても検討をしていかなければならないというふうに認識しております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

柴田町では、先ほど町長がおっしゃいましたが、仙南中核病院の地域医療を守るという観点で、やっぱり独自の事業として、町指定のタクシーを利用する方に限定してタクシー料金の半額を助成しているんだそうです。そういう意味では、行くだけでもやっぱり2,500円が、一番最高額が2,500円までということらしいんですけれども、実際には毎月やっぱり月1回通院をしている方に、タクシー券を申請制度なんですけど、申請して1年間12枚を各世帯にその申請した方に配布しているというふうなところもありますので、ぜひとも参考にさせていただきながら、松島町としても取組をお願いしたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員、今度2問目ということになりまして、ちょっと少し休憩に入りたいと、このように思います。休憩後に2問目の質問に入りたいと思います。

では、25分まで休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

午後 3時25分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

櫻井貞子議員。質問願います。

○4番（櫻井貞子君） では、次の質問に移ります。

住民に優しいまちづくりについて伺います。

住民の高齢化に伴い、自動車運転免許を返納し、交通手段が住民バス、公共交通機関を利用しなければならない方が増えております。住民の足としての公共交通機関が返納者、高齢者への優しい施策として松島町の考えを伺います。

私の周りにも自主的に免許を返納した方が多く見受けられます。しかし、運転免許センターまで行くためには、家族や知り合いに頼まないと行くことはできません。松島から近く of 免許センター、石巻、仙台、公共交通機関で利用するにはなかなか厳しいものがあります。せっかく自主返納を思い、実施しようと思っても、次にするかと厳しいものがあると考えます。

せめて年に春、秋の交通安全週間の取組のように、免許返納週間をつくり、町民の免許返戻を促すきっかけを提供してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員からの自動車運転免許証の自主返納を希望する方の申請先についてでありますけれども、宮城県の各運転免許センターに加えまして、県内の各警察署でも受け付けを行っております。各運転免許センターよりも移動の負担が比較的軽減される、この地区ですと塩釜警察署でも申請が可能であります。また、申請については、本人が直接出向いての申請に加え、委任された方が代理申請も可能でありますので、加齢などによる身体機能の衰退や判断力の低下などにより、申請時点で既に運転を行わないという人にも配慮された申請方法となっております。町といたしましては、最寄りの塩釜警察署での受付や代理の申請も認められていることから、現段階では申請を希望する方に対してのバス送迎は考えておりません。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 冷たいお答えありがとうございます。

警察署に行って手続きが取れるというのは承知しております。ただ、1回行って写真を撮って、そして新たにもう一度免許履歴というんですか、あれを受け取りにもう一度行かなくちゃいけないということもあるんですね、免許センターに行けば、その日のうちに半日で、午前中、午後に行って、すぐ持って帰るっていうふうにはできるわけです。もっと住民に優しい対応をするべきだと私は思います。

2つ目に、では、移ります。

無料バス券の裏面に、氏名、住所、生年月日、男女の記載があります。個人情報、多様性を重視する今、記載や表記の方法を配慮する考えはありませんか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） さきの塩釜警察署の件については、現在、私は申請したことがなかったので、もし、そうなっているのであれば、申請したときとそれから受け取りというふうにあるんだろうというふうに思いますが、その辺の改善を松島だけじゃなくて、2市3町広域で塩釜警察署にお願いをし、できるだけこう簡単に返納していただけるシステムを構築していただくように、ちょっといろいろこうこれから塩釜署のほうに、私だけじゃなくて2市3町首長そろって、同じ考えでちょっといろいろ臨んでいきたいというふうに思います。

それから無料バスカード等につきましては、総務課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 現在、無料バスカードは70歳以上の方と、運転免許証を自主返納した方、障害者の方の分、合計3種類を発行しておりますが、裏面には所有者を特定できるよう、全てのカードにおいて、氏名、住所、生年月日、性別を記載しております。記載については、なりすましを防ぐことや、紛失した場合に、即座に所有者を特定し、返却につなげることを目的としておりますが、多様性を重視する現代社会においては、戸籍上の性別に違和感を持つ方などに配慮する必要があります。また、生年月日や住所については、紛失した場合の所有者の特定という利点の反面、個人情報が悪用されるという危険もありますので、記載については、氏名以外の住所、生年月日、性別を削除する方向で検討してまいります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 利府町のシルバーパスの何て言うんですか、かわいい表紙のものもらったんですけども、これには利府町では、減免乗車証という形で、申請制度にして1年間有効という形で、令和6年3月31日まで有効、交付の日が4月1日から、そして、氏名が、利府太郎、70歳、それだけ表示されているんですよね。そういう意味ではやはり、住所、そして、男女の表記、多分、皆さん、ここにいらっしゃる方70歳以上の方はいないと思うので、持っていらっしゃらないと思うんですけども、このように、男、女というふうにな、何か私、初めて見て、こういうのをもらいたくないっていうふうには実は思ったんですね、非常にそういう悪用されるといっても、誰が悪用して町民バス乗るのかなと、非常にやっぱり住民を信頼するべきじゃないでしょうか。そういう意味では、男女別とか、住所、個人の情報に危険性のある戸籍の住所なんかも書かないほうがいいんじゃないかなというふうに改めて思います。

そして先ほど町長が、塩釜署に行けばいいですよというお話をしました。塩釜署には誰が車に乗って行くんですか。車の免許証を返したら、帰りは乗ってこられないんですよ。ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほど同答弁の中でも、代理の申請も一応できますので、確かにご本人が行って、その場で即決でもらえれば一番いいんでしょうけれども、代理の方でも可能ですので、できたらそういう制度は積極的にぜひ活用していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの生年月日、住所、性別については検討と、私、言っていますが、基本的にはもう削除をしていく方向で準備を進めていますので、そこはご理解いただければと思います。

あと、今、ちょっと利府町の例が出たからなのですが、通常は申請して、そういう手続をさせていただいているんでしょうけれども、少なくともうちの場合は70歳以上の方に関しては、申請することなく、こちらのほうから一方的に皆さん使う使わないにかかわらず、無料乗車証のほうを送付させていただいていますので、そういった意味では申請の手間をかけさせていませんし、また、一般的には1年間だけ無料とか、そういったケースが多いんですが、うちの場合はもう一旦無料の乗車証を送った方については、期限関係なくずっと利用していただけるようになっていきますので、そういう意味においては、住民に優しいまちづくりをきちんと考えて取組んでいますので、どうぞご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 分かりました。

1つだけを確認したいんですが、例えば、62歳とか63歳くらいの方が、免許返納という形を取ると7年間は実際の70歳からの無料の期間を超えて、先取りして7年間、無料で乗れるということなんですね。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 期間限定していませんので、そういうことになります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうすると、その無料券が来た時点で終身乗れるということになるんですね。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そうなります。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） それでは、3番目の質問をいたします。

住民バスを利用して買物に出かけているんですけども、帰りのバスがちょうど生協の前で、20分ほどしか次のバスがないと。買物や銀行に回ることもできない、非常に乗りづらいというお声を町民の方からお聞きします。住民のバスの利用しやすい右回り、左回り、近隣の住民バスも参考にしながら、大きくバスのダイヤを変更するお考えがないかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、町民バス、平成9年10月より運行しまして、当初は幡谷、竹谷、北小泉方面の北松島線を運行して、翌年には磯崎、手樽方面の東松島線、それから松島、初原、桜渡戸方面の松島西線、さらには北松島線の中廻りを運行するなど、度重なる見直しを図りながら現在の運行に至っているということです。

町営バスの発着地点については、公共施設のほか、商業施設、金融機関、病院等が立地していることから文化観光交流館を拠点として4路線全てが高城町の商店街を通過するルートとなっております。しかしながら、やはりバス路線同士の乗り継ぎを前提とした運行には必ずしもなっていないということもありますので、ダイヤについては、運行形態の見直しを含め、住民ニーズに即したものとなるよう引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 松島町のホームページで、最近、時刻表をダウンロードして印刷してまいりました。ダイヤ改正が平成29年10月、それから平成26年1月、それ以降、ダイヤ改正をしてないようなのですが、ダイヤ改正と合わせて大きく利用しやすいという部分についても検討するタイミングというか、どの時点で検討しているのかお知らせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 平成29年が最新、一番古いやつで平成29年度であればということでありまして、その後にも松島町としてはダイヤの改正をしていないかもしれませんが、ちょっと今、答弁資料持っていませんけれども、たしか2年間ぐらいにわたってデマンドバスを導入できないかとか、そういったことで試験的にやったこともございます。

ですから、そういった中で対応できないかとか、そういったこともこれまでは担当として、やってはきておりますが、正式に今のこの町民バスの路線が、今のダイヤ改正が悪いのかいいのかもう検証しなくちゃなりませんけれども、地域によっては世代交代があって、例えば学生、子供たちの年代から、高齢者のほうが多くなってきた場合には、朝夕よりも日中のほうが多く使いたいとか、そういう要望も出てくるかもしれませんけれども、そういう実証実態を今後、区長さんとか、いろいろな方々のご意見を参考に、これダイヤというのは決めていかなくちゃならないというふうには思っております。

ただ、全然検討していなかったことではないということで、デマンドとか何かでいろいろなことは調べて、これまでやってきているというのが現状であります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 現在の4つの路線を4台のバスで運営して、工夫しているという部分、分かりました。非常に私も、昨年もしか質問して、いろいろな工夫の表示の仕方なり、時刻表も行き先を記載してほしいとか、いろいろなことを申し上げたと思います。補助ステップも全車両に配備されて、本当に高齢者に優しい住民のバスになったんだなというふうに思います。

もう一つ、初めて乗る方は、松島西線、北線、東線とかって、こう分からないんですよ、できれば、車の側面に通過地点を表示しているこのバスは、桜渡戸発、桜渡戸に、そして初原に、そして海岸に行きますよみたいなものを磁石のボードで貼り付けるとか、ラッピングするような形で工夫して、誰でも、私も乗ってみたいけれども、よく分からないんだという話をよく聞きます。そしてさらには、買物をして、生協で思った以上に買物してしまって、両手が塞がってしまって、目の前をバスが行ってしまったと、手を挙げるができなかったという方もいらっしゃいます。ぜひ、バス停に通過時刻まで待ついただけるような配慮も必要なんじゃないでしょうか。そういう意味では、どうか町民ファーストを心がけて、バスの運営に携わっていただきたいなというふうに思います。

それから、今年の4月に新しく認定こども園がスタートして、保護者の方が自家用車を利用して送迎を行っておりますが、何かの事情で送迎がかなわず、おじい様、おばあ様が送迎を担当することも想定されます。こういった場合、三小、四小学区の方は、第二小学校へのスクールバスで送迎、今のところはしているようなんですが、第二幼稚園がなくなり、親御さんたちは今後どうするのかなということで非常に悩んでおります。公共交通としての住民バスの必要性が新たに発生したのではありませんかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多分質問の趣旨としては、認定こども園の付近を通る例えばあの近くにバス停があったりというご質問かなというふうに思いますので、そこは今、ないものを急に「はい」ということにはいきませんので、全体の路線の見直しとか、時刻の見直しの中で、そういったご意見もあったということを踏まえて、見直しということはしていきたいと思いますが、ただ、認定こども園ありきでの町民バス運行のルートというのはちょっと、それを前提としての考えということじゃなくて、あくまでも全体の見直しの中で、そういったご意見もあったということを踏まえるということでご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ぜひ路線の増発というか、ダイヤ改正とか、そういう中で、認定こども園というか、松島、あそこは運動公園ですか、公園裏とかというような場所で、バス停でもつくっていただくような形を考えていただくとか、今後の松島を背負って立つ子供たちです。ぜひぜひ考えていただきたいというふうに思います。

そしてさらに、1つ、これはどうかなと思う部分があるのでご質問したいと思います。

近隣の自治体では、公共交通、何年前かな、宮城交通が全面廃止されて、独自で住民バスを回しているっていう部分があるんですが、塩竈のバスであれば、誰でもが、どなたでも利用できるし、利府にもお聞きしたら、どうぞ乗っていただきたいっていう形で、誰でもが乗れます。松島におきましても、観光客にも乗っていただきたい、そういうためにダイヤも増やしていただきたい、日中のダイヤを増やしていただきたいという部分はあるんですけども、住民バスの利用の方法という部分で、1つ提案というか、住民の方から言われたんですが、大郷町の住民バスが松島町へ乗り入れされております。松島駅、そして松島高校、そして、中学校、愛宕駅のところにバス停がきちんとあり、大郷の住民の方が利用して、下車しております。役場前、そして高城町駅、松島高校前、愛宕駅、非常にアクセスのいいところにバス停があります。1日6便も乗り入れております。大郷町民ファーストで、余裕があるときに松島町民も乗せていただけないかなっていう、非常に買物難民の女性の方から、役場の駐車場に大郷のバスが止まって、ちょうどJRの電車がいないときにこのバスに乗るとちょうど愛宕駅まで乗って行けるのになあ、1時間も2時間も待たないといけないなというようなことがあります。大郷町役場のほうにお電話をしましたら「大郷の道の駅だったり、夢実の国にいらっしゃるんであれば、大いに利用していただいて結構なんですけど、松島の路線で松島で降りるといのは、ちょっと申し訳ないんですけどもお答えできません」というような発言でした。

ただ、ここでぜひ路線の増発が望めないんであれば、大郷の町長に頭を下げて松島町民をぜひ乗せていただけないかなっていう、そういう優しい対応をしていただくっていうわけにはいかないかなという質問をして、本当は、路線の増発やダイヤの改正を強く要望して、ご検討をお願いして、私の今日の質問は終わりたいと思います。その前にお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 多分今のご質問でまたやり取り出てくるかと思いますが、大郷の受入

れに関しましては、過去に何かそういう話もあって、どなたかから質問されて、大郷から松島町に来る、松島から例えば大郷に行く場合には、松島町の方々も、大郷の方々もどうぞフリーですよというような話があったような形もしますけれども、ただ、今はっきり言えませんので、後ほど総務課長のほうから答弁させますが、塩竈にしても何にしても、やっぱりあのバスは大変な問題になっていまして、松島町は平成9年から始まっていますから、私とか色川さんとか、それから阿部幸夫さんが議員になったときからです。これは今、議長が言われましたけど、宮城県で初めて町営バスを導入したんですよ。町営バスを宮城交通が松島町の町内も走らなくなるということで導入をして、始まったということですから、県内で一番最初に方向転換して、別のやり方に変えるのも本当は松島が一番いいのではないかとということで度々言われ、私は議会のほうに町営バスの見直しをしたいという、ですから、先ほどの料金の話もありましたけれども、例えば料金の話でも、いや町長ゼロ円というのは駄目じゃないかと、100円ぐらい取ったらいいのではないかとというような、逆に提案をいただくと、無料パス云々とかですね、そういったもので前に進むのかなとは思いますが、それはそれとして、大郷町に関しましては、確かに田中町長さんから直接聞いていますけれども、あそこは路線がバスがなくなったので、鉄道も何もないということですから、吉岡、古川、松島、利府、仙台かな、多賀城かな、何かその地域を全てお願いをして歩いて、路線があるのは県内では大郷町さんだけだと思います。そういうことで今各自治体の協力をもらってやっている。

ですから、そこに私たちが、別に今大郷の田中町長にお願いをして、ただ、各駅停車を松島町内をお願いしますと言うと、これまたなかなか大変なことなのかなというふうに思いますけれども、それがかなうか、かなわないは別として、現状のことだけはお話できますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 大郷の住民バスの詳細の現状というのは私も分からないですけども、ただ、大郷町さんのバスで、松島町内での乗り降りで完結する乗り方が駄目かどうかというのは、それはちょっと大郷町さんの条例のほうを確認させていただいて、先方のほうに確認をさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

すみません。先ほどちょっと突っ走ってしまって、聞くところを忘れてしまったんですが、

今年というか、バスを利用している乗車の人数とか質問している部分について、分かる範囲で教えていただきたいんですが。

○議長（色川晴夫君） お待ちください。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 令和4年度の子供、大人定期券、回数券、無料券の乗車人数でよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

まず、子供になります2,456人、それと大人3,463人、定期券1,784人、あと回数券が1,343人、あと無料券が1万4,252人というふうになっております。ただ、この中に通学バスは入っていませんので、ご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

昨年聞いたときは何か3万5,194人だから、やっぱり減っているんですかね。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 昨年も、主要成果にも載っているんですけども、昨年度は通学バスの分も含まれたものが令和3年度分の主要成果には載っていますので、それが多分3万5,044だと思います。今年度については、私、ちょっと計算間違っていなければ、通学分先ほど教育委員会からのほうの数字をもらってちょっと足し算した限りでは8,758人、延べの利用人数がいましたので、同じ条件で出すと3万3,910人、ですから1,000人弱はちょっと減っているのかなという数字になっています。今後、ちょっとあの数字が動くことはあります。今の暫定の数字として申し上げましたのでご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

非常に丁寧に報告していただいてありがとうございます。ぜひ、改めて路線の増発、そしてダイヤ改正、できれば公共交通を考える地元住民、利用者のメンバーを入れた形でのきちんとした組織として、住民バスの改定について基礎としてやっていただきたいと思います。何か、いろいろな場で区長さんに聞いたとか、住民の代表だから区長さんたちにお伺いするのはいいとは思いますが、やはり実際に乗っている人たち、利用する方のことも考えていただきながら、学識経験者、そして事業者、そして住民、代表の方にきちんと入っていただいて、私たちの乗りやすい、利用しやすい、そして、さらに乗車率がアップするような

形の住民バスにしていきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 1つだけ勘違いされるとまずいので、公共交通会議というのはきちんとしてございまして、路線とか、何かを変える場合については、公共交通会議でしっかり議論を出している。私が言ったのは、バス停に止まる発車時間とか何かの時間帯の調整は、これは区長さん方が、うちのほうは朝だけしか使わないと、昼間は使わないんだって言うのであれば、それは空白地帯になるから、そういったところに空バス行ってもしょうがないから、そういうのは調整しなくちゃならない。だから、路線とか何かについては、公共交通会議でしっかりと町が提案をして、それでいい悪いというのが決まりますので、その辺はお含み願いたい。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） すみません。公共交通機関会議というのは町内にあるんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 松島町地域公共交通会議という組織ですね、そういうのがありまして、内容的には、例えば運賃だか、料金改定する場合ですとか、あとは路線とか、いろいろな見直しを行う、運行形態の見直しも含めてですけれども、そういった場合にはその会議のほうに説明をして、ご意見をいただいて、改正をしていくという流れです。メンバーとしては、当町長が会長なんですけれども、専門家の大学の教授の方、あとは地元のタクシー会社の方ですとか、バス事業者、それから区長さんの代表、区長会の役員の方ですとか、あとは国とか、県のそういう交通担当の職員の方ですとか、あとは当然役場の関係部署の課長なんかもメンバーになっていただいて、そこで議論して、成案にしていくという流れ、そういった組織を持っておりますので、そちらのほうで、今言われたような内容については、今後、検討していくということになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そういう機関会議があるということをご存知ませんでしたので、大変失礼いたしました。この会議は、年に何回ぐらい開催しているものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 定例開催というわけではないんですが、そういう改正があるときに

開催しているということです。ですから、年1回のときもあれば、昨年度は開催していませんけれども、必ず2回、3回という決まっているわけではありません。ただ、大体年に1回、多くても2回という状況です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） それでは、公共交通の検討する機関できちんと検証していただきながら、私たち住民の足となる住民バスの改定、そしてダイヤ改定を強く望んで、質問を終わりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

続きまして、一般質問、通告の順に従いまして、1番、菅野隆二議員。

〔1番 菅野隆二君 登壇〕

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。

もしかしたら休憩に入るのかなと思ってちょっと気抜いてしまったんですが、質問させていただきたいと思います。

今回は、松島町の抱える人口減少に伴う様々な課題への取組と効果検証の充実についてというものをテーマに様々な質問をさせていただきます。

今月2日に、厚生労働省が発表した2022年の人口動態統計で、合計特殊出生率が過去最低の1.26を記録し、出生数も100年以上前の統計開始以来、初めて80万人を割って、過去最少を更新しました。日本全体で少子化、それに伴う人口減が進んでいる状態です。その中でも宮城県は、合計特殊出生率が過去最低の1.09で、東京に次いで全国ワースト2位とかなり深刻な状況です。

岸田首相が異次元の少子化対策に取り組むと発言し、連日様々な少子化対策への取組がメディアで取り上げていることから分かるように、切実な待ったなしの状態であるのは、誰しもが実感していると思います。これからの六、七年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと言われていますが、その中で、松島町も例に漏れず、少子化、人口減に伴い、少子高齢化の進展、医療介護費の増大、地域コミュニティーの担い手不足など、様々な課題が深刻化している状況にあります。長期総合計画で、人口減少を抑制し、平成37年、令和で言うと7年の将来目標人口を1万4,000人と設定していますが、その目標に対して、現段階で1万3,254人と、大幅減になっております。

令和7年までに、人口減少を抑えることで、1万4,000人を維持するという目標なのに現時点で、その目標に対して750人もマイナスしてしまっているという状況になります。長期総合

計画の中には、特別な人口対策を行わない場合、約1万3,400人まで減少することが見込まれるとも書かれています。特別な人口対策を行わないと1万3,400人まで減ってしまいますよということなのですが、その数字よりも今の松島町の人口は少なくなっている状態でございます。

もちろん町として人口対策を行っていないなんてことは思っていませんし、試行錯誤しながらいろいろとやっていることも承知しております。日本全体が人口減少のトレンドであることや、ほかにもコロナだったり様々な要因がありますので、現状の数に関しては致し方ない部分もあります。しかし、このまま令和7年に1万4,000人という数値目標でいくということは、現状1年で180人松島町は人口が減っているという状況の中で、2年で700人以上人口を増やすという目標になってしまいます。そうするとちょっと余りにも現実味がないように感じてしまいます。何事も目標を定期的に見直すことは重要であり、この将来目標人口に関しても見直す必要があるのではないのでしょうか。

人口の問題だけに対してではなく、何事も具体的な数値目標を立てて、その実現に向けて具体的な計画に落とし込み、実際に行動していくことで、よりよい松島の未来が見えてくるはずで。計画のない目標は、ただの願い事を過ぎないという言葉もあります。計画どころか現実的な目標もない状態では、先ほども伝えたとおりゴール地点のイメージも湧かず、進むべき方向も分からない、何をやっても正しいのか間違っているのか分からない状態になってしまうおそれがあります。今の変化の激しい時代には、時には柔軟に目標達成の道筋の見直しも必要になるのは当然だと思います。その変化に柔軟で迅速に対応していくためには、現在取り組んでいる様々な施策に対して、明確な数値目標の設定と、PDCAサイクルを回していくという必要性があることをもう一度、いま一度認識すべきと、今回の質問内容となりました。

特にPDCAサイクルなんかに関しては、町の策定している様々な計画の中でもうたわれているとおり、重要性を認識していることと思いますが、まず、大前提として、町が抱えるいろいろな問題に対して、町として現段階でベストな施策を打ち出しているということはもちろん承知していますし、評価しております。だからこそ3月議会の予算に対しても賛成したわけですので、ただ、もう少し具体的な数値目標を立てて、その実現に向けた計画に落とし込んで実際に行動していく必要があるのではと思っております。それらを踏まえた上で、現在の松島町が抱える課題に対しての姿勢を伺いたいと思います。

まず1つ目ですが、数値目標を先ほどから言っていますが、設定するとできたかできていな

いかというところを振り返ることができるのはもちろん、達成までの道のりをイメージしやすくなります。特に地方自治体などの場合は、住民から満足してもらおうという目標を掲げたとしても、それぞれ住民の方が思う満足というものの基準がばらばらなので、現実的に明確な数字の入った目標を設定できていないと、具体的に何をすべきかについての考え方が分かれてしまう。そうすると望んだ結果を得られないという場合もあります。

一方で、現実的で明確な数字の入った目標にした場合、町、そして町民皆さん全員が同じ認識を持って進むことができます。現在の松島町は、人口の自然減が大きいので、人口がどんどん減っているようなイメージではあるんですが、社会増減では31名が増えているという事実もあります。しかし、先ほど言った令和7年度までに1万4,000人維持という目標のままだと、今後2年で人口を750人増やすという非現実的な数値目標になってしまうのではないのかなど。例えば、令和5年度は、社会増を前年の150%である46人を目指すというように、明確で現実的な数字の入った目標に再設定することで、町民全員が同じ認識を持って進んでいけるのかなと思います。

そこでまず1つ目の質問なんですが、長期総合計画での将来目標人口と現段階での人口が乖離していることに対する考えと今後の対策があればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町の町政運営について、今、人口減少等での質問がございましたけれども、平成28年度から令和7年度までの計画期間とする町長職総合計画、総合基本計画に基づきまして、基本構想実施計画を策定の上、本町の目標とする将来像の実現を目指し、各施策を展開しているところでございます。

この松島町長期総合計画基本構想におきます令和7年の将来目標人口につきましては、ご質問のとおり、1万4,000人となっております。一方で、令和5年4月30日時点ではございますけれども1万3,254人となっております。このようなことから、これまで本町といえども人口減少社会における地域コミュニティの維持を目的とする施策として、令和元年度に、品井沼駅周辺において地区計画を策定し、また、令和2年度からは、従来の定住補助金に加え、首都圏からの移住者を対象とした移住支援金を実施するとともに、オンライン活用をした移住相談を開始し、対応の充実を図るなど、町外からの移住者に対する支援策を実施したことによって、令和3年度より社会動態において、転入超過に転じてきているところでもございます。

今後におきましても現在取り組んでおります、また、これから取り組むべき松島イノベーション

ョンヒルズの整備を推進することによって、町内での雇用環境の向上による新たな定住者の獲得を目指すとともに、また、地区計画内での、さらなる地域活性化に寄与する取組の構築を目指すなど、将来目標人口を見据えた施策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

今の説明あったとおり、取りあえず令和7年度まで1万4,000人という目標数字はそのまま維持するというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の長期総合計画後期計画に入っておりますけれども、これが令和7年度までということでございますので、令和8年度からの10か年の長期総合計画については、これからまたいろいろ考えなくてはなりません、ただ、人口というのはある一定程度何を目標にすると、そこに持ってきて、例えば消防の計画だったり、それから上水道、下水道、様々な計画が、その母体を投入してどうしていくかということはある程度ありますので、年度年度でこうなったからどうなんだと言われると、大変つらいところがあるかもしれませんが、ただ、町とすれば、様々な手を打って、これをベースにして考えていきたいという強い意識がございますので、まだはっきり将来像のことを私はあんまり言えませんが、多分今のペースを維持するのがいいのではないのかなという感じはいたしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） もちろん長期総合計画なので、その単年で変えるっていうのはもちろん私もよくないとは思いますが、ちょっとあまりにも離れ過ぎちゃったかなというところもあってですね、そのリアルな目標というか、進むべき道を決めるにはというところでご提案をさせていただいたんですが、ちょっと今町長のほうに移住支援金のお話もあったわけなんです、やはり人口減というと松島だけじゃなくて日本全体で減ってしまっているところがありますので、そうするとどうしても母数が決まっていますので、キャパの取り合いのような形になってしまうとは思いますが、そこに関して町外の方に支援金を出して移住してもらおうというところになっているんですが、例えば、じゃあ隣の利府から100人移住してきたからやったなと単純に喜べるわけでもないとは思いますが、その辺のキャパの取り合いになってしまっているという現状に関して、何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは町同士で競争して、ある一定の人口を取り合っているということではないと思うんですね。ただ、町として今の町政を運営する上には、最低このぐらいの人口でないといろいろなものが最後には交付税にかかってきますので、そういったものについてやっぱりしっかりした考え方を持っていかなきゃ駄目だと。ある隣町と言っても、自然に増える町と、何もしなければ自然とどんどん減っていく町と、努力しないでも人が増えるところは増えているんですよ。周りが変わっていますから、環境が。

例えば、だからそういうことで名前を言うと、そちらから怒られるからあえて言いませんけれども、1市1町についてはもうどんだんどんどん増える。これは周りにやっぱり工場地帯、そういったものがどんどん増えると、そういうふうになる。だから、やっぱりそこに住む方がどんどん増えてくるんだろうというふうに思いますね。利便性がいいので。

町とすればじゃあどういったことで、そういったものを防ぐかっていうと、やっぱりそのいろいろな移住とかなんかで町のアピールをして、やっぱり雇用のする場がないと人は来ないということです。ただ、あくまでもこの雇用する場をつくっていかなくちゃならないっていう町の現状だと思います。

議員からの今回の質問を受けたときに、ちょっと昔のことを振り返ってみました。平成27年に私、首長になったんですけども、そのときの11月だったかと思いますが、都市計画マスタープランのシンポジウムをやっております。アトレ・るでシンポジウムを開催して、講演は楽天で当時4番バッターで活躍した山崎さんがいろいろ講演していただいて、そのあとに松島町のことについてパネルディスカッションをしたと。そのときは、こういう都市計のほうのうちのほうで委員長さんをやってもらっている尚綱学院の■■■■先生とか、早稲田の■■■■先生とか、それから松島蒲鉾■■■■さんとか、それから菅野議員さんのところの■■■■さんだったか、そういった方々をパネラーにして、これからの松島町についてという話題で、これからの10年、町はどうしていったらいいんだろうということのパネルディスカッションをしていただいたと。そのときの一連の流れを正直言って久しぶりに自分で読み返し、議事録を見させていただいて、やっぱり同じようなことがそのときも、やっぱり北部から、工業系から今と同じようなことをやっぱり言われているんですね。ただ、あのときは全くの白紙だったんだけど、今はある程度絵が描かれてきていると、絵が描かれてきたことに対して、例えば地区計画にしてもそうだし、工業地帯のことにもそうなんで、いろいろこう絵が描かれてきた中で、今度それをそこにどう埋め込んでいくのがこれからの課題だというふうに思っていますので、この平成28年からのことを考えれば、まだ8年ぐらいですけど

も、相当数前へ進んではきているのかなというふうに思います。

菅野議員がこの700人減ったのがいいのか悪いのかって言われると、700人ぐらいしかまだ下がってないのかというのと、これ1,000人、2,000人というところとよその町みたくどんどん減っているところと、これちょっとになったら大変なことだと思いますが、700人でも私は大変なことは大変だと思いますので、できるだけ前にも何回も前のこの議会で、ベース1万4,000人であるのかといったときに、目標はもう高いところに置いておかないと、やっぱりそこへ向かっていく姿勢が変わってくると思いますので、1万4,000人のベースは崩したくないというのが現状の考えです。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） もちろんいろいろな雇用の場をつくろうとしたり、その移住の施策をやっているというのはもちろん重々承知でやっているんですが、現実的な理由という、私が日々何かあればダイエットをしているんですが、私が設定で、2か月で5キロやせようかなあとかとなるとじゃあご飯の量をこれくらい減らして、土日ぐらいは走って、これくらいカロリー消費してというのは、何となく組み立てられるんですが、例えば自分があと2か月で50キロ落とすぞとやったとしても、もうどうやったらいいか分からないというような状況になっているんじゃないかなというところもあって、それと、ダイエット、体重を減らすのと、人口増やすのを一緒にするなんていう話ではあるんですが、そういったところをちょっと伝えたかったっていうところと、もちろんいろいろな施策をやっているというところが分かっているんですが、それと1つだけその方向性としてはお聞きしたんですが、1個だけちょっとプラスで、先ほども言ったそのキャパの奪い合いみたくなくなってしまっているというところで、例えばいろいろと施策をやっていく中で、もう人口を増やすために、例えば首都圏から引っ張ってくるのか、はたまたもうまずは町を何とかしなきゃいけないからもう近隣の町でももうがんがん引っ張ってこようか、はたまた外国人を積極的に受け入れて人口増を狙うのかとか、そういったところの方向性をどこを見ているのかというところだけでも、まずは教えていただきたいかったんですが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ここ七、八年で、七、八年じゃないですね、ここ何年になりますかね、三、四年、四、五年になりますかね、移住定住考えて、それからお金はと、こう出すようになってからの人口に関しましては、どのぐらいの方が今、逆に来てくれたかの人数については担当課長が今控えていますので、課長から答弁させますけれども、町長はどこに目線を置

いておくんだという意味であれば、やっぱり松島から出て行ってほしくないというのが1つなんですよ、はっきり言って。

この間もちょっとお話ししましたけれども、職員の構成も49対51で変わってきているというお話もしましたけれども、できればやっぱり松島町で育った方は、大学云々は東京都のほう都内のほうで結構でございますから、働くときはこっち戻ってきてほしいというのが正直なところですよ。

ある方がこんなこと言っています。これ、私が言ったんじゃないですからね「町は子供を育てて、成人になって、社会人になるまで幾らお金かかっているかって、1人に、そして、いざ働くようになって出ていってしまう、東京なら東京へ行って働く、そうすると町は何だったんだと、お金はどんどんつぎ込むは、さあ働くようになって向こうへ行くと」これではうまくないといつてつくったのが先ほどちょっと菅総理の話をしましたけれども、ふるさと納税なんだそうですよ。

だから、ふるさとに少し恩恵を持ったら、そちらで働いている方は、ちょっとふるさとに少し納税したらどうなんだというのがふるさと納税の発端だったそうです。菅さんの考えは、菅さんが官房長官のときにやったやつですから、これふるさと納税というのは。やっぱり、それは私どもも同じなことが言えるんですけども、やっぱり県も町も、村井知事もそうなんですけれども、できれば宮城県では宮城県にとどまってほしい、町は町に戻ってきてほしい、1ターンしてほしいということですよ。

冒頭に結婚の話もありましたけれども、この間、首長さん市町村長会議のときに、知事に、全国でワースト1だと、東京はまた別だと、宮城が一番悪いと、これは何とかせにゃあ駄目だろうということで、思い切った施策を宮城県自治体がもう思い切ったことをやらないと駄目じゃないかということで、内容までは踏み込めなかったんですが、そういうお話合いも出てきているというのが現状です。

あと、人数等については、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 町の人口増対策として大きく取上げられるのが移住定住施策、その中でも定住補助金かなと思います。これにつきましては震災以降、町のほうで取り組んでおりまして、社会増につながる大きな要因になっているものと思います。これまでの令和4年度末での実績でございますが、合計といたしましては401世帯、人数につきましては859名の方が、町外から松島へ移住、定住されているところでございます。

さらに令和2年度から、国、県の支援を受けながら、移住支援金ということで、世帯で首都圏のほうから移住される方に対しても、別枠で支援金のほうを交付しています。こちらにつきましては子育て世帯、子供1人当たり加算金が付与されるとてもありがたい支援ということで、昨年度からこちらのほうも多く松島のほうにお越しいただいて、昨年1年間では十数名の方が松島のほうに、1都3県、東京、神奈川、埼玉、千葉県のほうから移住されているところでございます。

町といたしましても、県内の自治体はもちろんでございますが、首都圏、さらに国内に向けて情報発信に努め、今後、加速化するイノベーションヒルズの計画と併せまして、移住定住につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 結果が出ていますので、さらに引き続き加速してやっていただければと思います。今、出生率の話なんかもあったんですが、宮城県がワースト2位、東京を除くと一番ビリだよというところの出生数のところで合計特殊出生率というののほかに、有配偶出生率という指定指標もあります。簡単に言うと、1夫婦当たりの出生率ですが、合計特殊出生率が低下の一途をたどっている中で、有配偶出生率は90年代を底に回復傾向にあるとも言われております。松島でも、この有配偶出生率が下がっていないようであれば、結婚する方々が増えると比例して合計特殊出生率も向上するということになります。町として多分そのような考えで出会いサポート事業だったりとか、新婚世帯応援事業力を入れているとは思いますが、そこで2つ目なんですけど、まずは、松島町の合計特殊出生率と有配偶出生率分かれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 合計特殊出生率につきましては15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものとなっております、令和4年度におきましては、松島町では1,957人の女性が該当しております。また、この方たちにつきましては年間52名の出生があったということなんですけれども、それぞれの年齢の率の合計であるために合計率は1.026641となっております。

有配偶者出生率は国勢調査による配偶者関係の配偶者の女子人口を用いて算出した有配偶女子人口1,000人の割合に対する出生数でございます。直近の令和2年度国勢調査の有配偶女子の年齢、これも同様に15歳から49歳までの数857人に対しまして、同年齢の対象者から出生し

た者の数が50人であることから、その数は、その率は58.343となっている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そうするとなかなか1.026641となると県のよりも下がってしまっているというところではあるとは思いますが、その中であと令和3年度に宮城県が公表したデータだと、松島町の出生率が県内でワースト4位とかというデータがあったはずなんですけど、そのとき、多分トップのほうは多賀城だったりとか、利府だったり、その近隣のところが入っているんですけど、ちょっと松島町がちょっと下のほうにいるというところがあったんですけど、この順位に対してどういったお考えなのか、何かそれを改善するためにこういうことを考えていますとかというのがあれば、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 議員、今お伝えしましたランキングにつきましては、オフィシャルでの発表は多分国勢調査後に、国勢調査人口を基に出されたもので、今現在、ちょっとどの順位になっているか定かでないところが事実なんですけれども、近隣の2市2町の出生者数を見ると、やはり比例して多賀城市がやっぱり一番出生数が多いなというふうな認識しております。

それに対して町としてどんな施策をしているのかということにつきましては、当初予算等でも説明してきたとおり、また、当初予算のほかにも、移住定住と併せて展開している施策もございますのでそれをとどめないで継続することが大事なのかなというふうには認識しています。今回、認定こども園、松島めぶきの森も開園したということもございますし、そういったこと一つ一つを実現しながら、人口増、また松島町から出ていかないというような、子供たちが出ていかないまちづくりを自分たちも取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） それと合計特殊出生率と有配偶出生率だとその算出の仕方が違うのでイコールというところではできないとは思いますが、やはり町としてその出会いサポートだったりに力を入れているということは、やっぱり結婚する方々がいれば子供の数、出生率も上がっていくという考えでやってらっしゃるんでしょうか。その辺ももしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画町政課長（佐々木敏正君） 今年度から町のほうで取り組んでおります出会いサポート、さらに新婚世帯応援事業につきましては、町が初めて取り組む施策でございます。これまでは結婚された方、要は定住補助金みたいな形で、もう既に結婚された方への支援を行っていますが、これから出会いを求めている方、さらには、結婚を機にどこに住もうか考えている方に対しまして、ぜひとも松島町で今後の将来、末永く暮らしていただきたいという支援の下で考えたものでございます。ひいては松島で産み育てていただければというところで、そこまでつなげていければなという考えの下展開している施策でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私もそこに関しては賛成しております。結婚したい人が結婚できる町にしていくことが松島の人口減の抑制につながるのかなというところはあるんですが、だからといって、結婚しない人に結婚しろとか、子供つくったほうがいいよなんていうことはもちろん無理強いをしたりするのはナンセンスでございますが、一方、結婚したい、子供を産みたい、子供が欲しいと思っているにかなわない方がいらっしゃるという事実もあります。様々な要因で結婚に踏み切れないということが問題で、例えば内閣府の少子化対策白書では、18歳から34歳の未婚者のうち、男性の85.7%、女性の89.3%がいずれ結婚するつもりと答えております。その中で結婚しない理由としては最も多いのは、適当な相手と巡り会わないから、それに続くのが、結婚資金が足りないから、結婚後の生活資金が足りないからというのが理由でした。

適当な相手と巡り会わないからという理由に対しては、先ほどご説明あった出会いサポート事業というところが、もう行っておりますので、さらに力を入れて推進していただければと思うんですが、一方で、経済的な不安で結婚しない、できない方への支援も必要かなというところを感じるんですけれども、そこで3つ目なんですけど、近年の未婚化の理由である経済的な不安に対しての支援も必要ではないかということに対して、何か今後支援しとか検討してるものがあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 結婚したい人というんですかね、出会いの場っていうのは、昔からのお見合い方式での考え方があったのと、それからこの頃はAIを使ってるマッチングアプリというんですかね、そういった方々が増えてきていると、県のほうでは、両方それ兼ね備えて

いるので、町もそれを利用して、今やっているのが現状であります。

ですから、我々が、誰々さんと誰々さんを連れて来て、どうぞお見合いしてくださいというようなことは、町ではやっていませんけれども、できたら昔みたいな仲人さんみたいな方が復活してくれればもっといいのかなんていう個人的な考えですよ、これは思っております。

それから経済的な不安に対して、先ほど企画の課長のほうから今年から新たに、経済的な不安の一助となればということで、新婚世帯に対しての新生活スタートに係る引っ越しの費用だったり、そういったものについて町がほんの少しですけど一助になってくださいということで予算化もさせていただきました。

それから、子供を産んだときの10万円、これもずっと、実は継続、町は継続して今年もやっております。ですからこれが、今年60人で600万円しか予算取っていませんでしたけれども、80人、90人になって、議会のほうに追加予算補正組みたいと、ぜひ言えるようになっていただければなというふうに思います。

これらの結婚を考えている方々に、1つでもこう不安要素がないように、町としてソフトな面ではありますけれども、周りの環境をしっかり整えていきたい。教育のほうにも、しっかりと親御さんたちが心配しないで学校に預けられて、松島町の小学校はどこの小学校に行ってもすばらしい教育を受けているなど感じるぐらいのレベルに、教育レベルですよ、していただいて、それが逆に町の宣伝文句になっていただければ、また町外からも町に来てくれるのではないかと、また、自分たちでも子供を産み育てたいというふうな意識が高まるのではないかとというふうな感覚でおります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 新婚世帯応援事業なんかもすごくいいなと思ったんですが、新婚世帯、結婚した方というのは、多分その経済的な不安を乗り越えた方、方々だと思うんですね。なので、例えばパートナーはいるけれども、経済的にちょっと給料がとか、先ほど言ったその雇用の確保というところももちろんつながってくると思うんですが、そういったそこへ踏み切れない方々に向けて背中を押せるような、その新婚世帯になる一歩前の段階の方への支援もぜひ検討していただければと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今年度から取り組んでいる事業でございます。その中でどういった取組が今後、町のほうに、さらに必要になってくるのか、そこも常にPDCAを行いながら施策の中身についても、改めてグレードアップして、アップグレードしていきたいと

考えてございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

あと、教育の面でもというところで町長がおっしゃいましたけれども、次に教育のところだったりとかを話していくんですが、うまく誘導していただいてありがたいなとは思ってはいるんですけども、続いて、国としても少子化の傾向を反転させるため子ども・子育て政策を抜本的強化するというところなんですけど、少子化のトレンドを反転させるには、子育て政策が必要になってくるわけで、幼稚園、保育園、小学校などの教育環境の整備がポイントになってくるのかなというところでございます。

先ほどのほかの議員の方の質問でもありましたが今年4月には、認定こども園松島めぶきの森が開園したというところでお話がありましたが、そうすることで町の保育施設が高城保育所と合わせて2か所というところなんですけど、我々北部地域の住民に関してという、送り迎えの距離とか、先ほどバスの問題ではないんですが、考えるともうちょっと近くにあってもいいのかなというところもちょっと感じたりはするんですけど、そこで4点目の質問です。

以前、第五幼稚園の認定こども園化も検討していると、お話しいただいたと思うんですがその現在の進捗状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 第五幼稚園の認定こども園化につきましては、令和7年度開園を予定したいというお話を令和3年1月の議員全員協議会で説明していることかと思えます。本年4月には、先ほど来からお話が出ていますけれども、松島町で初めての認定こども園松島めぶきの森の新園舎が開園し、新たな子育て環境が整備されたことに伴いまして、待機児童が現在はゼロになっている状況でございます。

そのような中、令和2年1月より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、町内においては出生数が減少している状況にあります。このため、議会でお示しした令和7年度開園の第五幼稚園認定こども園化を目標としながらも、町全体の子育て環境などの状況を踏まえ、どのような形態が望まれるのか。今後、子ども・子育て会議等での意見を伺いながら進めていくのが肝要ではないのかというふうには考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 待機児童がゼロの中で増やしてもというところは、もちろん分かると思

うんですが、その稼働率の問題とかもちろん出てくると思うんですけども、内閣府による一時預かり事業制度というものがあって、活用をすることでその問題はもしかしてクリアになるんじゃないのかなというところがありまして、ちょっとご提案というか、お話しさせていただくんですが、北海道の厚沢部町というところでは、内閣府による一時預かり事業制度を活用して、保育園留学という事業を起こして、子育て世帯の短期滞在受入れというものをしております。都市圏に住む子育て世帯を地方に呼び込んで、そこで、空き家を利用した移住体験施設や宿泊施設に滞在しながら、地域ならではの体験を楽しんでもらえる仕組みというところなんです、これスタートから数か月で100家族以上から申込みが殺到していて、向こう1年間の受入れ枠がほぼ埋まるというほどの反響が出ているというところなんです。なので、こういったものの制度活用もいいんじゃないかなというところで、これ、保育園留学というのがメインではあるんですが、並行として町としてもメリットになる親御さんのワーケーションだったり、空き家を利用した移住の体験もしてもらえるとというところで、関係人口の増加にもつながると。ワーケーション推進なんかもしていますし、空き家の問題もあした杉原議員のほうで質問すると思うんですが、そういった活用方法にもつながるというところはあるんですが、こういった一時預かり事業の制度を活用して何かするところを今、ご提案させていただいたんですが、これに対してどういう考えがあるのかもし今言える範囲で結構なんですがお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、議員に確認したいのは、逆質問じゃないですよ。（「はい」の声あり）確認したいのは、厚沢部という町ですか、和寒という町ですか。（「厚沢部町という町でした。厚い沢、さんずいの沢に、部は運動部の部ですね」の声あり）

厚沢部はちょっと分からないけれども和寒というのは分かっているんですが、いや、なぜそれを聞いたかという、私、北海道のことはよく分かりませんが、雪が深いところで言えば、半年間ぐらいは、この子育て方々の子供たち、保育園児でも何でもそうなんですけれども、送迎が大変なのではないのかなと。だから、そういったものに対して、例えば冬期間、こういったことで預かりますよみたいなのがもしね、あるのではないのかなと思って、ちょっと逆にその町の確認をしたんですけども、それが仮に寒いところであれば、それがあるのかという、私もちょっと確認していませんから、何とも言えませんけれども、ただ、そういう地域性の問題があってやっている場所もあるのかなというふうに思って聞いていました。

一時預かりについては、町でも考えてやっているというのと、また、今度いろいろ語弊があるので、そういうものを認定こども園でも、これから少し考えようかと、町でも考えようかという機運はたしかあったと思います。ちょっと今、質問されたやつ、答弁を用意していないで答えていますから、後で訂正するときあるかもしれませんが、ただ、そういったことで、何でもかんでも親御さんは、今、保育所というのは制度がいきなり変わったんですよね、保育に資するために親は、それをしないと働けないということで保育所をつくっているんでしょう、それで今まで来たわけでしょう。今は別に働きに行かなくてもどうぞ預けてくださいと。ですから、親御さん何やってもいいんですよ。極端な言い方だと、そういうふうに制度変わってきて、誰しものが保育所に子供を預けて、今育てられるような時代になりましたんで、それに沿った内容で町はきちっと対応しなくちゃならないというふうに思います。

今からそれこそその平成28年度に長総を考えたときには、この庁舎の1階に一時預かりを設けようかと言って、当時の課長と真剣に考えたことがあります。朝7時頃からここで預かっていて、そうすれば松島駅から通勤で親御さんが行って、帰りにまたここから拾って貰ってもらるか、もしくは3人、5人と集まった段階でどこかの保育所に町で送迎して、そちらに頼んでおいて、あと親御さんがそっちに帰ってもらうとか、これは前の前の前の課長さんですか、今名前を言うとまだ町内におりますけれども、働いておられますけれども、そういった方と相談したことがあるんです。ただ、やっぱり町の会計課の前辺りでは、やっぱりそぐわないなということで諦めたこともございましたけれども、全然考えてないということではありません。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） すみません。私も通告書を出した後に見つけて、これはいいなと思ったのでちょっとそこまでではなかったのですが、ただ、このところと同じような形で認定こども園がオープンをやっと最近したんだけど、定数に満たなくとも、少子化で人口も減っている中で何とかできないかというところで、こういった形でやってというのをやっていたので、ぜひ、次回以降で私もまたしっかり調べて、調査して、一般質問という形でさせていただくとは思いますが、ぜひ町のほうでも調べていただいて、ぜひこう、何か松島でもできそうなことがあればぜひ検討していただければと思います。

じゃあ、続いて幼稚園の次は小学校の話にはなるんですけども、町内の中でも児童数の縮小が進んでいる松島第五小学校についてというところですね。ここに関して町の議員として

も北部に住んでいる者としても、例えばこのまま児童数が縮小して、地元の小学校がなくなるということがもし万が一あったとすると、精神的な部分も含めて思った以上に地域に対するダメージが大きいなと感じまして、何とか残したいなと考えているわけなんです、それらを踏まえて、5つ目の質問ですが、第五小学校の複式学級の回避並びに、小規模特認校制度の導入の検討状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 複式学級に移行したのと、それから小規模特認校制度のご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

複式学級は、今年、今、2年と3年が複式になっているんですけども、教務主任のフリーの人を学担にしましたので、2年と3年は、今、複式学級にはなっておりません。非常に円滑に事業が進んでいます。

何で入れたかという、2年と3年の学習内容が全くはねるっていうか、難しさが急に変わってしまうんです。2年生については、九九とかやるんですけども、3年生になると掛け算とか、割り算とかなってきて、大変な差が出てしまうので、その中で、半分自習させ、半分を授業させ、また、反転して半分授業して半分自習をするという2年と3年の子供たちの実態を考えると、非常に極めて難しいということで、また、そういう訓練された担任もいないということ、それから、2年生は先生が神様みたいに思っているところあるんですよ、1、2年生は。3年生はギャングエイジと言われてね、おいらの家来になれみたいな感覚の子供たちが多いので、その中で一緒にやるというのは非常にまた難しいということで、それで、保護者のほうからも、私に直接大きな問合せとか全くありません。学校の先生、それから校長、それからPTA全体に集まったときお話ししました。それから学校運営協議会、あと教育委員さん、PTA役員、それから区長さん、分館長さん、そういう方々にちゃんとお話ししていたので、大きな動揺はなかったかなって私自身思っております。

そして小規模特認校はその流れで、今年と来年が複式です。令和7年度になりますと、複式が2つになります。そうすると、学担を充てても、もう1個複式が出てしまっ、これはどうしようもなくなります。そこで、いろいろな案を私の頭の中では考えましたが、いろいろな案を保護者の方々に伝えても混乱するだけだと思って、ベストではないかもしれないけれどもベターな方法として、小規模特認校制度というのを提案しました。松五小の学区を外して、一小の子供でも二小の子供でも松五小の教育がすてきだなと思う子は入っていただくというような方法を、先ほど言ったPTAの方々にもお話ししております。

ですから、来年、再来年にはそういう方法を教育委員会では取るんだなと思っていただけているのではないかなと私、思っております。それで、ところが小規模特認校制度っていう仕立てをつくったんだけど、実際入るんですかとなると、これまた分からないわけですよ、蓋開けてみないと。そこで、今年の2月頃、アンケートを取ろうと思ったんです。全ての小学校の保護者に対してこういう学校でこういう方法で学びたくはないですかっていう話。それで、そのアンケートももう作成しております。あとは精査して、いつ出すとか、それから第五小の学校の売りとなれば、極めて学力が高いと、あと広報でお示したのかな、文部科学大臣読書活動でそれで表彰をもらったり、あと新聞で昨日も載ったりしていますので、そういうことに共感していただく保護者が何人いるか。もっと言うと、何ていうんでしょうその複式学級、2年と3年あたりに入ってくるといいかなと思うんですが、別な全然関係ない五、六年に入ってきて、それはちょっと技に溺れてしまうかもしれないんですけど、取りあえずそういうような段取りを今進めているところです。もし、うまくいったら、小規模特認校制度を数年間実施して、またその次のやつも一応私の頭の中ではあるんですけども、ここで言うたとあと何と言うかそれだけが一人歩きされると困るので、そういう感じで今取り組んでいるところです。

それで、町長からも言われたように、松島の教育がすばらしいって言って、ほかの他市町村から保護者の方が入ってくればいいなと思うんですが、どうなんだろうかね、そこら辺、私もかなり責任を感じているところなんです、子ども国際観光科とかですねそういうようなやつも、元気いっぱいにやっていますので、もうちょっと時間をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 少々お待ちください、お知らせします。1番菅野隆二議員が一般質問中ですが、本日の会議時間、延長というようなことになるかもしれませんので、その辺をお含みおきいただきたいと思います。

では、菅野隆二議員、質問を続けます。どうぞ。

○1番（菅野隆二君） なるべく早めに終わりたいと思います。

確認なんです、もう令和7年度になってしまったらもうこのままであれば複式にはならざるを得ないという認識で。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） いや、もう複式は令和5年、令和6年と複式になっているので、ただ1つです。令和7年度になると2つです。2つということは4クラスがもう1個1個で複式、

4クラスが複式になっているという形になります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。ありがとうございます。

今、教育長のほうからもお話あったんですが、読書活動優秀実践校として文部科学大臣賞を受賞したということをお聞きしまして、すばらしいなど。宮城県内の小学校だと2つだけですかね。そういった子供たちのよいところをさらに伸ばしてあげるっていうのが我々大人の役目だと思うのですが、この受賞を受けて、例えば図書館を何か拡充させたり蔵書を増やしたりとか、そういったところのお考えはあるのか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが、

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 文部科学大臣の読書というのは、すごいなと私自身も思っています。

私も教育長としてすごいことやったなあと思って、第五小学校の図書室を見てもらうと、そんなに立派じゃないんです。蔵書も少ないんです。だけど、年間何冊読みましょうねと、読み込みましょうねっていう授業を展開しているので、図書館の大きさとか、狭さとか、蔵書数とかそういうのでは、ちょっと今回計り知れないと思って、蔵書数がある学校が、そういうところになりますかっていう話だと、また、そうでもないような気がしますので、今一番いい状態だとするならば、少しあと声がけしながら、もっと読めると思いますよ。大丈夫ですよ、自信持って読んでくださいよと、ChatGPTなんか使わないでいいですよと言いながら、そういうような声がけを先生方していくと思いますので、どうぞご支援のほうよろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） せっかくしっかり読書しているのであれば、何か蔵書を増やしたり、子供たちのリクエストで増やしてあげたらさらにモチベーション上がるのかなと思ったんですが、そこで例えば子供たちがいろいろな本を読んだ中で、地域の方に、読書コンシェルジュじゃないんですけれども、こういった方にはこういう本がお勧めじゃないでしょうかとか、地域の人に勧められて、そしたら地域の人をさすがに子供に勧められたら読まざるを得ないので読んで感想を伝えて、いやここでおもしろかったよと言ったらさらに子供たちがモチベーション上がるのかなあと考えました。図書室だけでもこう何か地域に開放してくれて、地域の人たちとコミュニケーションが取れるような形にできないかなというところを考えたんですが、何かこの今お話をちょっとしていただいたんですが、この受賞をきっかけに何か

展開させていくっていうところは、町として何かお考えであればと思ったんですが。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今コンシェルジュという話が出たんですがそれはそれで、これから私たちのほうでも研究してまいりますけれども、第五小学校の子供たちの優れているのは、馬に例えると失礼なんですけれども、水が飲みたいときは自分で川に行ってごくんと飲みますよね、ところが、飲みたくないうちは無理に川に連れていっても飲みませんよね。だから、先生方の働きかけによって、かなり読書活動が進んでいるんだと、子供たちの読書に対する理解が進んで、子供たちも何冊借りて何冊読んだって、それに対して喜んでいるっていうようなところがあるので、そういう部分も大切に、だからあと菅野議員のおっしゃる部分も、やってみたいなっていうところはあります。これは校長とあと相談して、あと逆に先生のお勧めの本を子供たちに読ませるっていうのもあるんですね、そういうやり方もいろいろありますので、いろいろ今の現状を維持しながら、手を替え品を替え少しずつマンネリ化しないように進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね、ぜひ子供たちが自主的にもっともっとこう読むようにならないかなとか、もっと自信つけてもらえないかなとかというところを考えて、お話しさせてもらったんですが、例えば、松島の子供たちが選ぶ文学賞なんかも設立してもいいのかなとか思ったんですが、文学賞を設立しても別に賞品とかやるわけではないので、新たな費用が発生するわけではないんですが、そういったのを出すんだよって言ったらさらに子供たちも一生懸命読むんじゃないのかなとか思ったりですね。

選ばれた作家さんも別にそのもしかして喜んで足を運んでくれるかもしれないっていう、それでまたPRにもなるかもしれないと、あした円通院に又吉さんが来るというお話がありましたけれども、そういった方がもしかしたら、じゃあ小学校に寄ってみようかなっていうので、それがきっかけでまた何かあったりとか、あとはこれ何かに使えないかなとか、言葉悪いんですけども、何かこうPRだったり子供たちを褒めてあげることができないかなと思ったんですが、優秀実践校を受賞した子供たちが、例えば選んだ文学賞を選んだその本の帯を、例えば書かせていただいたりとか、帯というと、著名人が推薦コメントみたいな形なんですけど、そういったコメントを書かせてもらえませんかとか出版社に言ったら、多分出版社もPRになるので、喜んで多分書かせてくれるとは思うんですね。そういったものを、町

の主導で何とか子供たちのいいところを伸ばせるように、できれば、今後その小規模特認校制度導入するとなったときにも大きな特色になるのかなとか、いろいろ考えたりもしたんですが、これすみません、基本的なところで申し訳ないんですけども、小規模特認コースというのは、町外に住んでらっしゃる方でも希望があれば通わせることができるものなんではないか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今のところは松島町内で完結したいと思っています。

他県ではそういうところもあります。例えば、あそこ、松島五小ですと品井沼、ごめんなさい、鹿島台ですね、鹿島台の子供でもいいですよという場合もあります。けれども今のところは松島町内で完結してみたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ぜひいろんな施策をやっていただいているというところなので、何とかいい方向に持っていければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問なんですが、少子化が進行していくと必然的に高齢化の問題も絡んでまいります。特に松島は県内でも高齢化率が高い状況でありますので、切っても切れない問題となってくるんですが、ちょうど1年前昨年6月議会でも質問させていただいたんですが、松島町は第8期の介護保険料が基準額で月6,600円と、宮城県内の35市町村の中で2番目に高額となっており、全国平均6,014円、宮城県平均の5,939円と比べても高い水準となっております。県内で最も低い大河原の月3,800円に比べると、2,800円の差、年額だと3万3,600円も松島町民の負担が多いこととなります。さらに第7期から第8期の引上げ額に関しては、県内35市町村の中で最も高い月1,000円の引き上げとなっていた状況です。

そこで現在、第9期の介護保険事業計画の策定に入っていると思うんですが、分からない部分ももちろんあるとは思いますが、介護保険料の推計も含めた進捗状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員から今ご質問ありましたとおり今各委員より、意見を頂戴している整理している。また、前向きに取り組んでいる状況につきまして、進捗状況等については担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 第9期の介護保険事業計画の策定につきましては、今年度、全5回の運営協議会を開催いたしまして、各委員からご意見頂戴しながら進んでまいります。先日、5月26日には、1回目の協議会を行ったところでございます。その際、町民の方にアンケート形式でお答えいただきました介護予防、日常生活圏域ニーズ調査と、あとは在宅介護実態調査というものの集計結果について報告をさせていただきました。

今後の予定につきましては、大体1月頃の完成を目指しまして、まずは介護保険サービスの見込み料の推計と計画骨子案の検討を経まして、第1号の被保険者の保険料金の基準案を含めた計画最終案について検討を進めてまいります。

9期の保険料についてどのような見通しかということのご質問については、これから細かい検証を進めているところでございますが、8期の中に給付費給付額を大体見ましたところ、現在の段階では、8期期間中の介護の給付実績が大分計画値を下回りまして、9割程度となっております。こういったことを踏まえますと、現在、財政調整基金に大分貯金ができている状況でございますので、8期よりは、9期のほうに思い切ったちょっと財政調整基金を活用した使い方ができるのではないかというふうに予想しております。

また、これからどんどん秋から冬にかけて、そういったことを検証してまいりたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

じゃあちょっと抑えられるというか、入っている見通しというところでありました。

介護保険事業に関しては今からというところではあったので、次回以降の議会で質問させていただきますので、第8期介護保険事業計画の中でもうたっていました持続可能性の確保というものに対して、近隣市町村の見本となるような、第9期の介護保険事業計画の策定、そして取組を期待しております。

時間的にそろそろだと思うんで、一番最初にも言いましたが、日本全体で少子化、それに伴う人口減が進んでいる状態でございます。町として基礎自治体としてできることは限られているかもしれませんが、しかし、町だからこそ、基礎自治体だからこそできることもたくさんあります。この状況を反転できるかどうかのラストチャンスと、ここ数年が本当の正念場だと思います。だからこそ、町執行部職員の皆さん、そして我々議会はもちろん、全町民が同じ方向を向いて取り組んでいかなければならない問題ですので、ぜひそこを認識してぜひ町長にはリーダーシップを発揮していただけることを期待しまして、最後にその部分に関し

て一言いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 介護保険のことにしましてはある程度ことが出来上がった段階で議会のほうにご相談申し上げると思いますのでよろしくをお願いします。

それからまちづくりにしましては行政だけでやれるものでもないし、教育委員会だけでやれるものでもない、そういったことにしましては、まずは、例えば第五小学校の話、先ほど随分出ていましたけれども、やっぱり地域が、地域のことをどういうふうに考えてどういうモチベーションでいくのかっていうの、まずは地域でまず考える必要があるだろうと思います。その上で、町が全体のことを考えて、標準化を図っていくという話なのかなというふうに思います。ですから、これからも松五小にしまして教育長の様々な提案も、私も受けておりますので、そういった内容等で、あそこの地区が衰退しないで、もっと前に進めるようになるために、やっぱり核となるのがあそこの学校だというふうに私も捉えておりますので、地元の議員として、今後ますますご助言等を賜ればというふうに思いますので、今後ともよろしくご指導お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私も精いっぱい頑張っていきたいと思います。それでは、カラスと一緒に帰りたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 1番菅野隆二議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。

一般質問は継続中でございますが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は明日9日に延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、6月9日午前10時です。本日は、大変皆さんお疲れさまでございました。

午後5時02分 延 会